

00—03 D

国際意匠登録出願に係る審判

国際意匠登録出願とは、日本国をジュネーブ改正協定第1条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第1条(vi)に規定する国際登録についてジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表がされ、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされた国際出願をいう（意§60の6）。

国際意匠登録出願に係る審判においては、以下の特別な取扱いを行う。

1. 請求人又は被請求人**(1) 請求人又は被請求人の表記**

ア 請求人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、申請書類（審判請求書、手続補正書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で併記する必要がある、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（意施規§2の3、意施規様式12）。なお、識別番号を記載するときには住所の記載を省略することができる（意施規様式12、特例法施規§2）。

イ 請求人又は被請求人は、上記以外の審判（無効審判、判定等）の手続において、申請書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する必要がある、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字で記載する（意施規§2の3）。日本語での記載は必要ない。

ウ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、発送書類（審決書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で記載する。

エ 特許庁は、上記以外の審判の手続において、発送書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する。

(2) 請求人又は被請求人の氏名（名称）変更・住所（居所）変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録簿に登録された名義人の氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、世界知的所有権機関の国際事務局（以下、単に国際事務局という。）に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則 § 21）。

イ 国際登録の名義人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、識別番号を使用するにあたり申請人登録された氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要がある。国際登録の名義人は、上記以外の審判においては、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要はない（特例法施規 § 4①）。

(3) 請求人又は被請求人の名義変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録の所有権の移転を行うためには、国際事務局に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則 § 21）。

特許庁は、国際登録簿に所有権の変更が記録されることにより、特許庁に対して名義変更が適正に行われたものとして取り扱い、日本においても意匠登録を受ける権利の承継又は国際登録を基礎とした意匠権の移転の効力が生じる（意 § 60 の 11、§ 60 の 19）。

ただし、日本においては、本意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することは認められないため、国際登録簿にこれに該当する所有権の変更が記録されたときには、特許庁は、国際事務局に国際登録簿に記録された所有権の変更が効果を有しない旨の宣言を送付する（ハーグ協定共通規則 § 21 の 2）。

イ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判においては、新たな名義人が識別番号を有していないときは、国際登録の所有権の変更があった後に新たな名義人が特許庁に対して最初に行う手続（代理人選任届の提出等）に基づいて識別番号の付与を行う（特例法施規 § 3③一四）。特許庁は、上記以外の審判においては、新たな名義人に対する識別番号の付与を行わない。

(4) 請求人又は被請求人の同一性の判断

ア 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において、請求人の同一性の

判断は、申請書類における請求人の氏名（名称）・住所（居所）の原語表記、及び日本語表記並びに識別番号の情報を国際登録簿及び当該事件にひも付けられた申請人登録情報と照合することにより行う。

イ 上記以外の審判において、請求人又は被請求人が国際登録の名義人であるときは、その者の同一性の判断は、申請書類におけるその者の氏名（名称）・住所（居所）の原語表記を国際登録簿と照合することにより行う。

2. 願書記載事項の和訳

審判官は、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明について、審査においてされた和訳を確認する。審判でこれらの事項について補正がされたときには審判官がその補正の内容の和訳を行う。意匠が登録されたときは、この和訳は参考情報として日本の意匠公報（登録に係る意匠公報）に掲載される。

3. 世界知的所有権機関の国際事務局に対する通報

- (1) 特許庁は、拒絶査定不服審判において、登録をすべき旨の審決が確定し、設定登録がされたときは、国際事務局に対して「拒絶の取下げの通報」又は「保護の付与の声明」を行う（ハーフ協定共通規則 § 18、§ 18 の 2）。
- (2) 特許庁は、無効審判において、登録を無効とすべき旨の審決が確定し、確定登録が行われたときは、国際事務局に対して「無効の通報」を行う（ハーフ協定 § 15、ハーフ協定共通規則 § 20）。

4. 個別指定手数料の返還

- (1) 特許庁は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する（意 § 60 の 22①）。

個別指定手数料を納付した者は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、返還の請求をすることができない（意 § 60 の 22②）。

- (2) 登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料（個別指定手数料のうち登録料に相当する額）は、請求による返還請求の対象とならない（意 § 60 の 21③）。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

01—01 P U D T

書類の閲覧及び営業秘密の申出

1. 書類の閲覧

何人も、特許庁長官に対し、審判事件、特許（商標登録）異議申立事件及び判定事件に係る書類の閲覧を請求することができる（特 § 186①本文）。ただし、特 § 186①一～~~六七~~（実 § 55①で準用する場合を含む）、意 § 63①一～~~七八~~及び商 § 72①一～四に掲げる書類については、方式審査便覧 58.20 に定めるところにより特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧をすることができない（特 § 186①ただし書）。加えて、審判事件の種別により、以下の書類は閲覧することができない。

- (1) 拒絶査定不服審判事件、訂正審判事件、意匠（商標）補正却下決定不服審判事件又は被請求人のいない判定事件の書類

拒絶査定不服審判事件、訂正審判事件、意匠（商標）補正却下決定不服審判事件（注 1）又は被請求人のいない判定事件の書類は、その書類の提出者を除き、審判請求書（判定請求書）の方式調査の終了後でなければ、閲覧をすることができない。

（注 1）これらの事件の確定審決等に対する再審事件を含む。

- (2) 無効審判事件、商標登録取消審判事件、特許（商標登録）異議申立事件又は被請求人のいる判定事件の書類

無効審判事件（延長登録無効審判事件を含む。以下、本節において同じ。）、商標登録取消審判事件若しくは特許（商標登録）異議申立事件（注 2）又は被請求人のいる判定事件の書類は、その書類の提出者を除き、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書、判定請求書）の副本送達（送付）後でなければ、閲覧をすることができない。

（注 2）これらの事件の確定審決等に対する再審事件を含む。

- (3) 審判等共通のルール

ア 審決等起案書類に係わるものは、送達（発送によって送達の効力が生じるものは発送）後でなければ、閲覧をすることができない。

イ 録音テープ等で作成された調書の閲覧については、主に録音テープ等の複製物で行われる。

ウ 審判の執務に支障を来す場合は、閲覧の時期が別に指定される。

2. 無効審判事件、商標登録取消審判事件又は判定事件の書類における営業秘密が記載された旨の申出

(1) 申出の概要

無効審判事件又は商標登録取消審判事件（注3）（以下、本節において「無効審判事件等」という。）の書類に当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載されている場合、当該書類の閲覧制限を求める当事者又は参加人は、当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出ることができる（特§186①四五、実§55①→特§186①四五、意§63①五六、商§72①一、特施規§50の14、実施規§23⑫→特施規§50の14、意施規§19⑧→特施規§50の14、商施規§22⑥→特施規§50の14）。

判定事件の書類に当事者の保有する営業秘密が記載されている場合、当該書類の閲覧制限を求める当事者は、当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出ることができる（特§186①二、実§55①→特§186①二、意§63①三、商§72①二、特施規§40→特施規§50の14、実施規§23⑨→特施規§40→特施規§50の14、意施規§19⑤→特施規§40→特施規§50の14、商施規§22④→特施規§40→特施規§50の14）。

（注3）これらの審判の確定審決等に対する再審事件を含む。

(2) 申出の手続

無効審判事件等又は判定事件の書類について当該当事者（参加人）の保有する営業秘密が記載された旨の申出をする場合は、特施規様式第65の8に定められた様式（営業秘密に関する申出書）により行う。申出は、当該書類の提出と同時に又は当該書類の提出後できる限り速やかに行うことが望ましい。

(改訂 R1. 6)

(訂正 R7. 11)

11—01 P U D T

審判等の番号の通知

1. 特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたとき、特許（商標登録）異議の申立て等があったときは、その請求等に審判等の番号を付す。審判等の番号体系は、「審判番号体系一覧」のとおり。
2. 特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたときは、様式 1 により審判等の番号を当事者に通知する（特施規 § 48①、特施規 § 50 の 16、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、特施規 § 40、実施規 § 23⑨、意施規 § 19⑤、商施規 § 22④）。
3. 特許（商標登録）異議の申立てがあったときは、様式 2 により異議事件の番号を当事者に通知する（特施規 § 45 の 6、商施規 § 22⑤）。
また、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに一連の番号として「申立番号」を設定する。最初の申立（申立番号 0 1）のときは、設定登録時の代理人にも異議事件の番号を通知する。
4. 拒絶査定不服審判請求について、請求人がオンラインで受領するときには、様式 3 の受領書が送信される。
5. 審判官・審判書記官の除斥・忌避の申立て又は証拠保全の申立てがあったときは、申立事件の番号を当事者に通知する。
6. 無効（延長登録無効、取消も含む。）審判の被請求人（権利者）に対しては、審判請求書副本を送達する（特 § 134①、実 § 39①、意 § 52、商 § 56 ①、§ 68④）ときに、審判番号並びに合議体を構成する審判官及び審判書記官の氏名（→12—01）を通知する。

|

~~6.~~

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. 11)

審判番号体系一覧

種別		平成19年～	～平成5年	平成6～7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13～15年	平成16～18年	
拒絶査定不服審判		000001 ～ 199999	00001 ～ 50000	00001 ～ 40000			00001 ～ 30000					
取消審判		300001 ～ 349999					30001 ～ 35000					
無効審判（特許・旧実用）		800001 ～ 849999					35001 ～ 39000 （平成16年3月受付分まで）				80001 ～ 88000	
無効審判（意匠）		880001 ～ 889999									88001 ～ 89000	
無効審判（商標）		890001 ～ 899999									89001 ～ 90000	
訂正審判		390001 ～ 399999		39001 ～ 40000								
無効審判（新実用）		400001 ～ 409999		40001 ～ 50000								
補正却下決定不服審判		500001 ～ 509999	50001 ～ 60000									
判定		600001 ～ 609999	60001 ～ 70000							60001 ～ 65000		
マ ド リ ッ ド ブ ロ ト コ ル	拒絶査定不服審判	650001 ～ 669999								65001 ～ 66000		
	取消審判	670001 ～ 679999								66001 ～ 67000		
	無効審判	680001 ～ 684999								67001 ～ 68000		
	異議申立て	685001 ～ 689999								68001 ～ 69000		
	補正却下決定不服審判	690001 ～ 694999								69001 ～ 69500		
	判定	695001 ～ 695999								69501 ～ 69600		
	再審	696001 ～ 696999								69601 ～ 69700		
	除斥	697001 ～ 697999								69701 ～ 69800		
	忌避	698001 ～ 698999								69801 ～ 69900		
	証拠保全	699001 ～ 699999								69901 ～ 69999		
異議申立て（特許・旧実用） （平成8年1月～平成15年12月）					70001 ～ 95000	70001 ～ 90000						
異議申立て（特許） （平成27年4月～）		700001 ～ 749999										
異議申立て（商標）		900001 ～ 909999				90001 ～ 95000						
再審		950001 ～ 959999	70001 ～ 80000		95001 ～ 96000							
除斥		960001 ～ 969999	80001 ～ 85000		96001 ～ 97000							
忌避		970001 ～ 979999	85001 ～ 90000		97001 ～ 98000							
証拠保全		980001 ～ 989999	90001 ～ 95000		98001 ～ 99000							
鑑定		990001 ～ 999999						99001 ～ 99999				

様式1 審判番号通知（審判、判定）

審判番号通知		お 知 ら せ	
令和 年 月 日 特許庁長官 (特許第1234567号) 請求日 令和 年 月 日 審判（判定）請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。 記 無効（判定）20××-×00001		1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。 2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。 3. 相手方から特殊申請で提出された書面を電子媒体で受領する場合には、事前に受領する者の承諾が必要となります（特例法第10条第2項）。承諾に関しては特許庁 HP（制度・手続→審判→審判手続における電子特殊申請について）をご覧ください。	
この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XXXX ファクシミリ (→) メールアドレス XXXX@jpo.go.jp			

様式2 異議番号通知

異議番号通知		お 知 ら せ	
令和 年 月 日 特許庁長官 (特許（商標登録））第1234567号) 申立日 令和 年 月 日 上記に係る特許（商標）異議の申立ての番号は、下記のとおりですのでお知らせします。 記 異議20××-×00001 申立番号 01		1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。 2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。 3. 相手方から特殊申請で提出された書面を電子媒体で受領する場合には、事前に受領する者の承諾が必要となります（特例法第10条第2項）。承諾に関しては特許庁 HP（制度・手続→審判→審判手続における電子特殊申請について）をご覧ください。	
この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XXXX ファクシミリ (→) メールアドレス XXXX@jpo.go.jp			

（注）「記」の下の「異議20××-×00001」が異議番号。その下の「申立番号」は、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに付される一連の番号であり、異議番号ではない。

様式 3 オンライン受領書

受領書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

識別番号 1 0 0 X X X X X X
氏名（名称） 基幹 太郎 様

以下の書類を受領しました。

項番	書類名	整理番号	受付番号	提出日	出願番号通知（事件の表示）
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXX	令和 XX. X. X	不服 20XX-XXXXXX (特願 20XX-XXXXXX)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXX	令和 XX. X. X	不服 20XX-XXXXXX (特願 20XX-XXXXXX)
1	審判請求書	R-X-XXX-XX	XXXXXXXXXX	令和 XX. X. X	補正 20XX-XXXXXX (商願 20XX-XXXXXX)

以上

~~—(改訂 R5.12)—~~

11—02 P U D T

登録した権利を有する者への請求（申立て）の通知

審判長は、無効審判請求等（再審を含む）がされたときは、専用実施（使用）権者及びその他登録した権利を有する者（質権者など）に審判等の番号を通知する。

- ・ 無効（延長登録無効、取消も含む）審判請求がなされたとき、審判請求通知（様式 1）

- ・ 特許（商標登録）異議の申立てがあったとき、異議申立通知（様式 2、様式 3）

（特 § 123④、特 § 115④、特 § 125 の 2③、実 § 37④、意 § 48④、商 § 46④、§ 43 の 4⑤、§ 55、§ 68④）。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

様式 1
審判請求通知（当事者系：実施権者）

審判請求通知	お 知 ら せ
令和 年 月 日 特許庁長官 （特許 第 1 2 3 4 5 6 7 号） 請求日 令和 年 月 日 審判請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。 記 無効 2 0 × × - × 0 0 0 0 1 この通知は専用実施権者である特許 太郎様に審判番号をお知らせするものです。	1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。 2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。
この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XXX ファクシミリ () メールアドレス XXXX@jpo.go.jp	

様式 2
特許異議申立通知（異議：実施権者）

異議申立通知	お 知 ら せ
令和 年 月 日 特許庁長官 （特許 第 1 2 3 4 5 6 7 号） 請求日 令和 年 月 日 異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。 記 異議 2 0 × × - 7 0 0 0 0 1 申立番号 0 1 この通知は専用実施権者である特許 太郎様に異議番号をお知らせするものです。	1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。 2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。
この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第×担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XXX ファクシミリ () メールアドレス XXXX@jpo.go.jp	

様式3
商標登録異議申立通知（異議：使用権者）

異議申立通知

お 知 ら せ

令和 年 月 日
特許庁長官

（特許 第1234567号）

請求日 令和 年 月 日

異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。

記

異議20××-900001

申立番号 01

この通知は専用使用権者である特許 太郎様に異議番号をお知らせするものである。

1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。
2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を書き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第×担当 審判 太郎

電話 03(3581)1101 内線 69XXXX

ファクシミリ () メールアドレス XXXX@jpo.go.jp

16—01 P U D T

ひな形、見本又は証拠物件の返還手続

審判事件（拒絶査定不服審判を除く）、判定事件、特許（商標登録）異議申立事件及びこれらの再審事件に提出された「ひな形、見本又は証拠物件」の返還は以下のとおり行う。

1. 返還の手続

ひな形、見本又は証拠物件の返還を受けようとする者（以下、「返還申出人」という。）は、その提出の際に返還の申出をしなければならない（特施規 § 15①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

事件の確定後に返還の手続を行う。なお、事件の確定前は、原則として返還しないが、申出に合理的な理由があり、審理に影響の無い場合は、一時的に返還することができる。

（1）返還の申出があったとき

ア 事件が確定した後に、返還申出人に返還する旨の通知（様式 1）をする。

イ 返還申出人は返還する旨の通知（様式 1）を受けた日から 30 日以内に、受取の手続をしなければならない（特施規 § 15②、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。手続をしないときは、特許庁で一定期間保管後、処分することができる。（→ 1.（2）ア. イ.）

ウ 返還申出人は、以下の受領方法を申し出る。

① 特許庁において受領する方法（あらかじめ日時を定めて返還を行う）。

② 郵便等により特許庁以外で受領する方法。

なお、ひな形、見本又は証拠物件が著しく大型であり、その梱包及び運搬のために特殊な取扱いが必要である場合等で、郵便等として取り扱うことが困難なときは、返還申出人に運送業者の手配をさせ、特許庁職員の立会いの上で、当該運送業者が梱包及び搬出を行う。

エ 返還申出人は、ひな形、見本又は証拠物件の受領後、領収書（様式 2）を

電子メール等で提出する。

(2) 事件の確定までに返還の申出がないとき

事件の確定後、ひな形、見本又は証拠物件を提出した者に返還の要否を確認する。

返還をするときは、上記 1.(1) のとおり行い、返還不要のときは以下のとおりとする。

ア 記録に連綴してあるひな形、見本又は証拠物件は、そのままとする。

イ 記録に連綴することのできないひな形、見本又は証拠物件は、~~特許侵害業務室~~審判書記官室の保管庫に保管し、保管庫の収容能力等を斟酌の上、適宜、処分することができる。

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. ~~3~~11)

様式1 (例 請求人宛ての場合)

ひな形・見本・証拠物件返還通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

審判請求の番号 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇
(特許の番号) (特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号)
請求人 〇〇〇〇 様
代理人弁理士 〇〇〇〇 (外〇名) 様

本件審判事件は確定しました。ひな形・見本・証拠物件の返還を希望される場合は本通知を受け取った日から30日以内に以下の受取りの手続をしてください。

受取手続について

1. ひな形・見本・証拠物件を受領する方法を担当書記官に連絡してください。
特許庁で受領する場合は希望日時、特許庁以外で受領する場合はその旨を連絡してください。
(郵送の場合、郵送料分の切手を提出していただきます。)
2. ひな形・見本・証拠物件の受領後に領収書を電子メール等で提出してください。添付した領収書用紙を御利用ください。

※ 審判課第〇担当電子メール 〇〇〇@jpo.go.jp

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第〇担当 〇〇 〇〇

電話 03(3581)1101 内線 △△△△ ~~ファクシミリ~~ ~~()~~ メールアドレス
ス XXXX@jpo.go.jp

様式2（例 特許庁長官宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件 受領書

令和 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判番号 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

2. 返還申出人

住所 〇〇・・・・・・・・〇〇

氏名 〇〇〇〇

3. 代理人

住所 〇〇・・・・・・・・〇〇

氏名 弁理士 〇〇〇〇

本事件における下記の物件を受領しました。

甲第〇号証〇〇〇〇〇のひな形（見本／証拠物件） 1 個

22—03 P U D T

共同審判

1. 共同審判については、当事者適格（→22—01、22—02）や利害関係（→31—00）の問題とも関連するが、ここでは請求人又は被請求人が2名以上の審判事件を全て含めるものとし、参加人（→57—00）については別問題として取り扱う。

2. 特許法では共同審判について以下のように規定している。

- (1) 「特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。」
（特 § 132③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）
- (2) 「共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。」（特 § 132②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）
- (3) 「同一の特許権について第123条第1項の審判を請求する者が2人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。」（特 § 132①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

これらのうち、特 § 132②及び特 § 132③の規定は、民事訴訟法にいう固有必要的共同訴訟に相当する。

3. 審判請求時に、上記(1)(2)の規定に違反して請求された審判事件については以下のように取り扱う。

- (1) 査定系審判（補正の却下の決定に対する審判も含む。）

出願から審判請求期間満了までに提出された書類を総合的に観察することによって、実質上共同審判であるとの意思が表示されているか否かを推認（→22—01の3. (2)）し、以下のように取り扱う。

ア 意思が表示されていると認められるとき

審判請求期間満了までに提出された書面（出願書類も参照。）によって、実質上共同審判であることの意味が表示されているものと認められるときには、審判長は手続の補正を命じ（特 § 133①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは決定をもって却下（特 § 133③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する（→22—01 の 8. ）。

ただし、前置審査に係る事件については、長官名で手続の補正を命じ（特 § 17③）、請求人の応答の結果、その不備が解消されないものは、請求手続を却下（特 § 18①）する。

なお、共同審判であると推認できるが確認が必要な場合には、審尋を行い、その回答を待って判断する。

イ 表示上から意思があると認められる具体例

（ア）審判請求に際し代表者選定届を提出した上で、その代表者だけを審判請求書に記載しているとき

（イ）審判請求書に代表者何某と記載しているとき

（ウ）審判請求書に何某外何名と記載しているとき

（エ）共同出願人の全員が一人の代理人に対して審判の請求を委任した（代理権を証明する書面を提出しているときのほか、請求書の全趣旨や当該出願について特許庁側の知り得た事情等により代理権を推認できるときを含む）にもかかわらず、代理人の過誤により審判請求人欄に一部のみしか記載しなかったとき（→裁判例③、④、⑩、⑪）

（オ）拒絶査定書の出願人欄の記載に遺漏があり、審判請求が拒絶査定書に記載された出願人のみでされているとき

（カ）相続その他の一般承継の事実を表示しているとき（注）

このとき、特 § 34⑤、意 § 15②、商 § 13②の規定により特許庁長官に遅滞なく届け出る義務があるが、審判請求書中に簡単に表示（死亡、会社合併によるなどの字句の記載）しているにすぎないときもある。

（注）一般承継がされたときの添付書面

a 会社合併（吸収合併、設立合併）により存続する会社が届け出るとき

合併事実を証する書面（登記事項証明書等）

b 相続によるとき

(a) 相続人全員が相続するとき

被相続人の戸籍謄本及び必要な除籍謄本並びに被相続人と相続人
全員の住民票又は戸籍の附票

(b) 相続人全員が相続しないとき

前記（a）と遺産分割協議書（→裁判例⑤）

(c) 相続人の中で放棄した者があるとき

前記（a）と家庭裁判所の受理証明のある相続放棄申述書

(d) 共有者の一方が相続人なくして死亡したとき

相続人たる権利を主張する者のないことを証する証明書

ウ 表示上から意思があると認められないとき

手続の補正を命じ又は審尋（特 § 134④、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を
行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって却下（特
§ 135、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する（→裁判例①、②、⑥～⑨）。

(2) 当事者系審判及び訂正審判

手続の補正を命じ又は審尋（特 § 134④、実 § 39③、意 § 52、商 § 56①、§
68④）を行うことなく、その不備は補正できないものとして、審決をもって
却下（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する（→審決例⑫）。

ただし、

ア 請求書の全趣旨から、実質上共同審判であることの意味が表示されている
と認められるときは、手続の補正を命じ、請求人の応答の結果、その不備が
解消されないものは決定をもって却下する（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、
商 § 56①、§ 68④）。

イ 請求人の責に帰することができない理由により特 § 132②、実 § 41、意 §
52、商 § 56①、§ 68④の規定に違反してされたことが予想されるとき（審判
請求時に極めて近い時期において権利者の名義が変更されているときなど）
には、審尋を行い、これに対する請求人の応答を待つて処理する。

4. 裁判例、審決例

- ① 東高判昭 52.7.27 (昭 51 (行ケ) 96 号) → 最二小判昭 53.3.24 (昭 52 (行ツ) 112 号)
- ② 東高判昭 55.9.30 (昭 53 (行ケ) 163 号)
- ③ 東高判昭 53.10.25 (昭 53 (行ケ) 45 号)
- ④ 東高判昭 54.7.25 (昭 53 (行ケ) 208 号)
- ⑤ 東高判昭 61.5.29 (昭 57 (行ケ) 106 号)
- ⑥ 東高判昭 63.7.27 (昭 63 年 (行ケ) 39 号) → 最三小判平 2.10.2 (昭 63 (行ツ) 158 号)
- ⑦ 東高判平 5.4.14 (平 4 (行ケ) 228 号)
- ⑧ 東高判平 5.12.24 (平 5 (行ケ) 93 号)
- ⑨ 知財高判平 17.6.22 (平 17 (行ケ) 10243 号)
- ⑩ 知財高判平 21.11.19 (平 21 (行ケ) 10148 号)
- ⑪ 知財高判平 23.5.30 (平 22 (行ケ) 10363 号)
- ⑫ 昭 41 審 3304 号 (昭 48.6.19)

5. 共同審判における費用の負担 (→47—01)

審決の理由の記載や結論の表示 (→45—20)

(改訂 R5.12)

(訂正 R7.11)

23—05 P U D T

復代理人

1. 定義

- (1) 復代理とは、代理人が自分の権限内の行為を行わせるため、自分の名で更に代理人を選任して本人を代理させることであり、代理人によって選任された代理人を復代理人という。
- (2) 復代理人を選任する権限（復任権）は、当然には代理権の一部ではなく、本人の許諾又は直接法律の規定によって付与される別個の権限である。

2. 復代理人選任の権能

(1) 権能

ア 任意代理人

任意代理人は、特別の授権がなければ復代理人を選任することができない（特 § 9、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

なお、民法上では原則として任意代理人は、本人の許諾を得たとき又は止むを得ない事由がなければ復代理人を選任できない（民 § 104）と規定されている。

イ 法定代理人

法定代理人は、本人の意思に基づかずに代理人となったものであり、その権限も一般に広汎で辞任も自由ではなく、本人に許諾の能力のない場合も多いので、法定代理人は常に復任権を有し、その責任をもって復代理人を選定することができる（民 § 105）。

ただし、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない（特 § 7③、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

3. 復代理権の消滅

復代理権の消滅は、特 § 11（実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）の規定により消滅しないときを除き民 § 111 による一般的消滅原因、又は、代理人、復代理人に対する委任若しくは授權の解除若しくは取消によっても消滅する。

特許手続は、民事訴訟法上の訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人を選任した代理人の死亡の場合には、復代理人の代理権は消滅しないものと解される（→方式審査便覧 02. 26）。また、代理人が辞任し又は解任された場合の復代理人の代理権も、同様の観点から、当然には消滅しないものと解される。

4. 本人による解任

復代理人は、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有し（民 § 107②）、復代理人といえども委任の本旨に従い善管注意義務（民 § 644）を負うことから、本人は復代理人をも解任できると解される（→方式審査便覧 02. 26 ~~（代理—7）~~）。

5. 復代理人の権限

復代理人はその権限内の行為について本人を代表し（民 § 106①）、本人及び第三者に対して代理人と同一の権利義務を有する（民 § 106②）。

6. 復代理人の死亡（→23—11）

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

23—09 P U D T

代理権を証明する書面

1. 出願の放棄、取下げのような請求人にとって不利益となる手続や代理人の選任・変更等の届出のような手続に限り、代理権の存否、範囲に関する争いが生じる可能性があることから、代理人がこのような手続を行うときは代理権を証明する書面を提出する（特施規 § 4 の 3、特登施規 § 13 の 5）。

審判長は、特施規 § 4 の 3①、③の規定にかかわらず、代理人がした手続について必要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命じることができる（特施規 § 4 の 3④）。

2. 手続の種類

(1) 審判において委任状を必要とする手続

ア 特 § 9 に規定する特別の授権の証明（特施規 § 4 の 3①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

イ 法定代理権の証明（特施規 § 4 の 3①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

ウ 手続の途中、特許付与後における代理人の選任・変更等の届出（中途受任）（特施規 § 4 の 3②、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

エ 代理人の選任等の届出をすることなく、出願時の代理人と異なる代理人により行われる中間手続（特施規 § 4 の 3③、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

オ 特許を受ける権利の承継の届出、手続の受継の申立て（特施規 § 4 の 3①一、二）

カ 判定の請求（特施規 § 4 の 3①六、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）

キ 特許異議の申立て（特施規 § 4 の 3①九）

- ク 商標登録異議の申立て（商施規 § 22①）
 - ケ 意見書（特 § 120 の 5①、§ 174①、商 § 43 の 12、§ 60 の 2①、§ 68④、§ 68⑤）の提出（特施規 § 4 の 3①十一、商施規 § 22①）
 - コ 審判（拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判を除く）の請求（特施規 § 4 の 3①十二、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
 - サ 答弁書（特 § 71③、実 § 26、意 § 25③、商 § 28③、特 § 84、§ 92⑦、§ 93 ③、実 § 21③、§ 22⑦、§ 23③、意 § 33⑦、特 § 134①、実 § 39①、意 § 52、商 § 56①、特 § 174③、意 § 58④、商 § 61）の提出（特施規 § 4 の 3①八、十三、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
 - シ 参加（特 § 119①、§ 148①、③、§ 174①、③、実 § 41①、§ 45①、意 § 52、§ 58④、商 § 43 の 7、§ 56、§ 61）の申請（特施規 § 4 の 3①十、十四、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
 - ス 証拠保全の申立て（特施規 § 4 の 3①十五、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
 - セ 再審の請求（特施規 § 4 の 3①十六、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）
 - ソ 微生物の寄託についての受託番号の届出（特施規 § 4 の 3①十七）
 - タ 商標権の存続期間の更新登録の申請（商品及び役務の区分数を減じて申請する場合に限る。）（商施規 § 22①）
 - チ 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（商施規 § 22①）
 - ツ 書換登録の申請（商施規 § 22①）
 - テ 特例法における氏名（名称）、住所（居所）、包括委任状の提出等（特例法施規 § 5①）
 - ト 特例法における識別番号付与の請求、入出力装置の届出、予納の提出等（特例法施規 § 5①）
 - ナ 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（現金手続省令）の § 3 の 2①の規定による識別番号付与の請求等
- (2) 委任状を必要としない手続
- ア 早期審理の事情説明書の提出
 - イ 刊行物等提出書（特施規 § 13 の 2、§ 13 の 3）の提出

3. 代理権を証明する書面

(1) 法定代理人

ア 未成年者の法定代理人の代理権を証明する書面は、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票

イ 成年被後見人の法定代理人の代理権を証明する書面は、後見登記に関する登記事項証明書（後見登記がされていないときは、本人の戸籍謄本（抄本）、住民票及び法定代理人の住民票）

なお、後見人が法定代理人の場合において、後見監督人があるときは、その者の同意書及び住民票

(2) 任意代理人

ア 委任による代理人、特許管理人

委任状（注）

（注） 委任状 （写しの提出も許容） には、事件を特定した個別の委任状 ~~（その写しも含む）~~ と、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない委任状（包括委任状）とがあり、包括委任状で代理権の証明をするときは、当該包括委任状を援用する旨の表示をしなければならない（特施規 § 9 の 3①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①、特例法施規 § 6①④）。

イ 指定代理人

指定書

4. 代理権の範囲

(1) 法定代理人（→23—01）、特許管理人（→23—04）、指定代理人（→23—03）については、それぞれ、民法、特許法などで規定されている。

(2) 委任による代理権を証明する書面としての委任状で代理権の範囲を示すときは、「何某氏を代理人として下記事項を委任する」と委任する代理人の氏名を記載し、次に委任事項として「事件番号」「〇〇に関する件」と記載して委任すべき事項を特定する。

委任状が提出されている出願の代理人の代理権については、委任状に特許

権（実用新案権、意匠権、商標権）に関する手続についての言及があれば、代理人の代理権の範囲に特段の制限を設けたときを除き、権利消滅まで継続しているので、改めて委任状を提出することなく、特許（商標登録）異議の申立て及び無効審判、訂正審判、商標取消審判等の権利者の代理人として手続ができる。

なお、出願の取下げ、特許権の放棄、拒絶査定不服審判請求、意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判請求又は復代理人の選任など特別の授權を要する事項（特 § 9、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）をも併せて委任するときは、委任状にその旨を明記する。

5. 委任文言とその範囲の解釈

(1) 「審判」の解釈

査定系審判請求事件における委任状の扱いについて、原審において提出された委任状に「審判」の文言の記載があるとき、審判部においては「審判請求に関する事項」も委任しているものとする。

(2) 「参加申出」の解釈

参加の申出を委任すれば、参加決定後の攻撃防御の代理委任をも受けているとする。

(3) 「口頭審理への出廷陳述」の解釈

口頭審理における陳述のみで、以後の代理については委任がないものとする。

(4) 「その他」「その他一切」の解釈

本人の不利益行為、例えば、出願の取下げ、請求の取下げ、権利の放棄などは含まないとする。

在外者の特許管理人（→23—04 の 2.）のときは、特別の授權を要しない。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない（特 § 8②）。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

23—10 P U D T

特許管理人のない場合の手続

1. 特許管理人によらないで手続をした場合

(1) 請求人の場合

国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）の手続は特許管理人によらなければならない（特 § 8①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）から、特許管理人によらないで手続をした場合は審決により却下する（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(2) 被請求人の場合

在外者は、特許管理人によらなければならない点（1）と同様である。

(3) 特許管理人が審判請求後に死亡（→23—11）、その他によって存在しなくなった場合も前記（1）、（2）と同様に取り扱う。

ただし、死亡、辞任、解任等により特許管理人が存在しなくなった場合は特許管理人の選任をする機会を与え、新たな特許管理人を選任させるべきである。

(4) 在外者が特許管理人によらないでした手続は、前記（1）、（2）によるが、特許庁から請求人、被請求人に対し、直接通知等を送付することはできる。

なお、除斥又は忌避の申立て（→59—01～59—05）ができないことは明らかである。

2. 特許管理人のない場合の当庁側の手続については、以下の点に留意する。

(1) 代理権を証する書面（以下「委任状」という。）が提出されていない特許権に対し審判の請求（特許（商標登録）異議の申立て）がされたときは、特許管理人であった者に対し、特許管理人として受任するか否かを確認する（様式 1）。

特許管理人として受任する旨の回答又は代理人受任届の提出があった場合

は、特許管理人に対し、受任できない旨の回答があった場合は、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(2) 委任状が提出されてはいるが、特 § 8②ただし書の規定により特許（実用新案、意匠又は商標）権に関する手続に制限を設けているときは、権利者に対し、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）する。

(3) 特許管理人が選任されていない場合は、審判官及び審判書記官の氏名通知（→12—01）、書面審理通知（→32—01）、審理終結通知（→42—00）などは、その次に発送する決定、審決などの送達（送付）する書類（→17—01）と一括して発送する。

(4) 審決（特許（商標登録）異議の申立てについての決定）は、訳文を添付しないでそのまま発送することができる。

3. 書類の発送については次の点に留意する。

(1) 特許管理人のない在外者には、航空扱いとした書留郵便等（書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして経済産業省令で定めるものをいう）に付して発送する（特 § 192 ②、実 § 55②、意 § 68⑤、商 § 77⑤）。

(2) 書類等を(1)により発送したときは、発送の時に送達があったものとみなされる（特 § 192③、実 § 55②、意 § 68⑤、商 § 77⑤）。

4. 権利者に対し審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本を送達（送付）するとき（→2. (1)、(2)）は、「当該審判請求に対し被請求人として手続を進めるときは、特 § 8（実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）により特許管理人を選任し、以後の手続はすべて特許管理人によらなければならない」との意味の英文（様式2）を添付する。

(改訂 R5. 12)

(改訂 R7. 11)

様式1 (特許無効審判の例)

特許管理人の選任届等の依頼

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇国際特許事務所 ~~ファクシミリ番号 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇~~

〇 〇 〇 様 電 話 (03) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

送信枚数 〇〇枚

特許庁審判部審判課第〇担当 (~~特許侵害業務室審~~~~判書記官室~~)

記

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

権利者 住所
名称 〇 〇 〇 〇

無効20XX-800〇〇〇

上記の特許権に対して、令和〇〇年〇〇月〇〇日に無効審判請求がされました。

つきましては、貴方が設定登録時の代理人であったので、その選任（受任）届等を依頼します。

なお、必ず特許権者に特許法第8条により管理人によらなければ審判の手続きをすることができないことを説明し、特許管理人受任の回答をこの通知の到達後〇〇日以内に審判課第〇担当 (~~特許侵害業務室審判書記官室~~) あてに電子メール等（別紙の用紙）によって送付願います。

また、特許管理人受任の回答の場合には、この回答と併せて特許管理人の選任（受任）届等の提出をしてください。〇〇日以内に特許管理人の選任（受任）届等がない場合には、審判請求書副本を権利者あてに直送いたします。

注）不明な点がございましたら特許庁審判部審判課第〇担当 (~~特許侵害業務室審判書記官室~~) までご連絡ください。

電 話 (03) 3581-1101 (内線) 〇〇〇〇

~~ファクシミリ番号 (03) 3501-〇〇〇〇~~ メールアドレス~~XXXX@jpo. go. jp~~

担当〇〇〇〇



特許管理人の選任届等の依頼に対する回答

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判部審判課第〇担当(特許侵害業務室審判書記官室) 〇〇〇〇あ
て

特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号

無効20XX-800〇〇〇

識別番号 電話 (03)〇〇〇〇-〇〇〇〇
特許管理人氏名 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) 〇 〇 〇 〇

記

該当番号を○で囲んでください。

1. 上記の件について受任します。
2. 上記の件について受任できません。

受任する場合

特許管理人の選任（受任）届等の提出をお願いします。

なお、「代理権を証明する書面」は、新たに書面（委任状）を添付するか、もしくは既に提出済みのもの（委任状）又は包括委任状を援用してください。

受任できない場合

権利者に直接送付するに当たり、貴事務所において把握されている最新の名称及び住所をお知らせいただきますようお願いいたします（名称及び住所のアルファベット表記及び訳文）。

[]

様式 2

Japan Patent Office
3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku
Tokyo, Japan, 100-8915

November 21, 2014

To : ○○○○○ (特許権者)

Dear Sir/Madam:

The Japan Patent Office hereby notifies you that a request to hold a trial for patent invalidation has been filed against your patent No. ○○○○○. As a result of this request being filed, you are required to submit to the Japan Patent Office your response in writing, in duplicate, against the request within ninety (90) days from the date on which this notice was sent.

In submitting your response in writing, however, you first will need to designate a representative domiciled or residing in Japan, who is a qualified patent administrator such as a patent attorney, as defined in Article 8 of the Patent Law of Japan. Only your qualified patent administrator will be authorized to deal with the Japan Patent Office and conduct the necessary procedures on your behalf.

Please note that the Japan Patent Office is unable to extend the deadline for you to submit your response in writing, unless you can prove any specific and reasonable grounds for the need to extend the deadline.

Yours faithfully,

Chief Administrative Judge

(訳文)

日本国特許庁

日本国東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3

日付

〇〇〇〇〇 (特許権者) 様

あなたの特許第〇〇〇〇〇〇〇号を無効とする審判請求に関して、あなたは特許庁からのこの通知の発送日から 90 日以内に副本とともに答弁書を提出することを求められております。

答弁書を提出するときは、特許法第 8 条に規定されている日本国内に住所または居所を有する代理人（すなわち特許管理人）を選任し、あなたに代わって、その代理人により必要な手続をなさなければなりません。

なお、期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由を証明できないかぎり、この期間の延長はできないことに注意してください。

敬具

特許庁審判長

~~—(改訂 R5.12)—~~

25—02 P U D T

期間の計算

1. 期間の計算は、期間の初日は算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日とする（特 § 3、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）。

2. 延長された期間（特 § 4、実 § 39 の 2④、§ 54 の 2⑤、§ 45②、意 § 68①、商 § 77①、特 § 5、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）は延長前の期間と一体をなし、合計された一つの期間として手続のできる期間が定まるものであり、「期間の末日」とは、もとの期間の起算日から計算し合計された一つの期間の末日を指称する。

したがって、延長前の期間の末日が土曜日、日曜日、国民の祝日等に当たっても、そこに特 § 3②の規定が適用されることはない（東高判昭 57.10.21（昭 57（行ケ）94 号）、東高判平 16.4.27（平成 16（行ケ）61 号））。

（改訂 H27.2）

（訂正 R7.11）

25—04 P U D T

期間の延長・期日の変更

1. 期間の延長一般

法定期間及び指定期間は、請求により又は職権で延長することができる。
期間の延長請求は、本来の法定期間、指定期間の満了前にしなければならず、本来の期間の満了日が休日に当たるときは、その翌日にすることができる。

2. 法定期間の延長

(1) 法定期間の延長は、手続をする者（手続者）又はその代理人が遠隔又は交通不便の地（→25—01 の別表）に居住するときは、次の期間に限り職権で延長することができる。

ア 再審の請求（特 § 173①、意 § 58①、商 § 61、§ 68⑤）についての期間 15 日

イ 審判における補正却下後の新出願（意 § 50①、商 § 55 の 2③）についての期間 15 日

拒絶査定不服審判の請求期間（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（特 § 121②、意 § 46②、意 § 47②→§ 46②、商 § 44②、商 § 45②→§ 44②）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55 の 2③）は延長することができる（意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②）。

(2) 手続者が在外者のときは、次の期間に限り認めることができる。

ア 特許出願の拒絶査定不服審判の請求（特 § 121①）についての期間（存続期間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く） 1 月

イ 再審の請求（特 § 173①、意 § 58①、商 § 61、§ 68⑤）についての期間 60 日

ウ 審判における補正却下後の新出願（意 § 50①、商 § 55 の 2③）についての期間 60 日

エ 商標登録の登録異議申立書について要旨を変更する補正が可能な期間（商 § 43 の 4②ただし書き） 60 日

意匠出願及び商標出願の拒絶査定不服審判の請求期間（意 § 46①、商 § 44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は職権による延長はしないが、その責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済規定（特 § 121②、意 § 46②、意 § 47②→§ 46②、商 § 44②、商 § 45②→§ 44②）が設けられている。なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55 の 2③）は延長することができる（意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②）。

3. 指定期間の延長

指定期間の延長は、請求により又は職権で行う（特 § 5①、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）。

(1) 手続者の請求による延長

ア 請求による延長一般（以下のイ、ウを除く）

請求による延長は、在外者が意見書（特許法第 48 条の 7 に規定するものを除く。）、審尋により実験成績証明書又はひな形・見本等を提出するために指定された期間に限り認めることができる。

なお、特定の手続（→25—01 の I の 1. (1) 及び (2)）において、手続者及びその代理人の責めに帰することができないと認めるときは、国内居住者、在外者の区別なく、必要な期間の延長を認めることができる（→25—01 の I の 1. (5)）。

イ 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおける手続者の請求による指定期間の延長は原則として行わないこととしつつ、

例えば、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たす場合には、請求による延長を行うことができる。延長すべき期間は、標準指定期間に 20 日を加える延長をおおむねの限度とし、必ずしも請求されたとおりの期間を延長する必要はない。

(ア) その指定期間を経過した後は、重要な攻撃防御に係る手続をすることが法律上禁止されるような指定期間についての延長請求であること。

具体的には、「訂正の請求」（特 § 134 の 2①、特 § 120 の 5②）及び「訂正請求書に添付した訂正明細書等の補正」（特 § 17 の 5①②）が、その期間内に限って認められているような指定期間、すなわち、特許法及び旧実用新案法の無効審判における法定の答弁書提出期間、審決の予告に対する訂正の請求のための指定期間、無効理由通知への応答期間、特許異議の申立ての取消理由通知への応答期間、訂正の請求についての訂正拒絶理由通知への応答期間、再係属時の訂正の請求のために指定された期間についての延長請求に限られる。

(イ) 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、所定の手数料（特 § 195①一、実 § 54①一、意 § 67①三、商 § 76①二）を支払って期間延長請求書（特施規 § 4 の 2②（様式 3）、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）を提出するとともに、当該期間延長請求書の「請求の内容」の欄において以下の事項を記載したこと。

a 期間延長を必要とする合理的かつ具体的な理由（手続者及び代理人の責めに帰することができない理由や客観的に判断可能な理由）。

b 請求する延長期間の特定。

c 請求する延長期間が合理的なものである具体的理由。

ウ 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判における拒絶理由通知及び審尋に対する指定期間の請求による延長は、原則として行わないこととしつつ、以下の（ア）及び（イ）のときは認める。

（ア）特許出願

以下の a、b のいずれかの要件を満たすときは認める。

a 拒絶理由通知書等で示された引用文献に記載された発明との対比実験データの取得

b 審判手続書類の翻訳

延長する期間は1請求あたり最大1か月とし、国内居住者はaについて1回のみ、在外者は最大3回まで延長を認める。ただし、aについては1回のみ延長を認める。

ただし、手続者は指定期間の経過前（在外者が2回目以降の請求を行うときは延長された指定期間の経過前）に十分な余裕を持って期間延長請求書を提出する。

(イ) 意匠・商標出願

在外者に限り最大1か月の延長を認める。

エ 早期審理対象事件

早期審理対象事件として選定された特許の事件において、応答期間延長の請求がされたときは原則として早期審理の対象として扱わず、通常の事件と同様に扱う。

(2) 職権による延長

ア 無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立て

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判並びに特許異議の申立てにおいては、指定期間の職権による延長は原則行わない。ただし、以下の(ア)又は(イ)のときにおいて所定の要件を満たすときに限り、指定期間を職権で延長することができる。

(ア) 標準指定期間より短い指定期間だったとき

以下のa及びbを満足するとき、延長後の指定期間は標準指定期間を限度として、期間延長を行うことができる。

a 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、標準指定期間程度の期間が必要である合理的かつ具体的な理由を示した上申書が提出されたこと。

b 上申書等の内容からみて、標準指定期間程度の指定期間とすることが相当であったと認められること。

(イ) 証拠等の量や性質に起因して長期の応答期間を要するとき

以下のa～cを満足するとき、標準指定期間に30日を加える延長をおおむねの限度として期間延長をすることができる（ただし、商標登録取消審判については、被請求人が在外者の場合において、国内の使用権者等への連絡、

当該使用権者と被請求人（権利者）との関係を明らかにする証拠の収集等、
 在內者と比較して相当の期間を要する合理的な事情があるときは、第 1 回
 目の法定の答弁書提出のための指定期間は、標準指定期間に 50 日を加える
 期間をおおむねの限度とする。）。。

a 「自己提示の証拠の収集」のときは、指定期間に実験成績証明書その
 他の証拠を提出する必要性と、証拠収集活動に極めて長い期間を要す
 る必然性の双方が認められること。「相手方又は特許異議申立人提示
 の証拠の分析」のときは、相手方又は特許異議申立人が提示した証拠
 の量が膨大（数百頁）であったり、証拠の性質が極めて複雑高度であ
 り、その証拠の分析と防御方法の準備に極めて長い期間を要する必然
 性が存在すること。

b 「自己提示の証拠の収集」のときにおける無効審判請求人の応答期間
 （弁駁機会等）の延長については、請求理由の補正の制限に違反する
 証拠の提出を目的とするものでないこと。

c 指定期間の経過前に十分な余裕をもって、手続者が、以下の事項を記
 載した上申書を提出したこと。

- ・ 期間延長が必要である合理的かつ具体的な理由。
- ・ 必要とする延長期間の特定。
- ・ 必要とする延長期間が合理的なものである具体的な理由。

(3) 請求延長と職権延長とは、重ねては行わず、いずれか満了日の遅い方とする。

(4) 指定期間の延長のための特許庁に対する手続及び庁内事務

ア 上記(1)イの期間延長請求書、及び上記(2) ~~4~~アを目的とする上申書は、「特
 許庁審判長」宛とし、郵送又は特許庁受付窓口に指定期間の経過前に十分な
 余裕をもって提出する。

イ 期間延長に係る上申書又は期間延長請求書が提出されたときは、審判書記
 官は直ちに当該上申書又は期間延長請求書を審判長に送付し、期間延長の可
 否についての判断を仰ぐ。

ウ 期間延長を認めるときは、手続者にその旨を通知し、以後、延長された期
 間に基づいて期間管理を行う。なお、当該期間の延長が明細書等の訂正を請
 求することができる期間の延長と関連がない場合は、期間延長を認めるとき

であっても、電話や電子メール等による連絡のみも可である。

エ 期間延長を認めないときは、審判書記官は、手続者に対し、その旨の電話連絡をした上で、応答期間を延長しない旨を通知する。

4. 附加期間

審決等に対する訴えについての不変期間に附加期間を定めることができ（特 § 178⑤、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②、§ 68⑤）、審判長が職権で、遠隔又は交通不便の地に居住する者について定めている（→25—01 の別表の地の居住者は 15 日、在外者は 90 日）。その期間は、延長期間と同様に本来の期間と一体となる。

5. 期日の変更

審判長は、特許法の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる（特 § 5②、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）。

上記の期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない（特施規 § 4 の 2③、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

以下の(1)、(2)のときはやむを得ない事由があるときを除き、許してはならない（特施規 § 4 の 2④、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

(1) 当事者の一方に代理人が複数いる場合に、その一部の代理人について変更の事由が生じたとき

(2) 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたとき

6. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく延長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであって、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震が、特定非常災害に指定された際は、特許庁に対する手続に関し、特に大きな被害を受けたために本来の期間内に所定の手続ができなくなった者を対象に、法定期間及び指定期間の延長の措置が図られた。

指定期間については、手続が可能となり次第、手続ができなかった事情を説明する文書を添付して速やかに手続を行うことにより、有効な手続として取り扱った。

法定期間については、その手続期間の満了日を平成 24 年 3 月 31 日を限度として延長する措置を受けた。

延長対象となった審判関連の主な手続は以下のとおりである。

(1) 拒絶査定不服審判の請求

(特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①、§ 68④、商附則 § 13)

(2) 訂正審判の請求

(特 § 126②)

(3) 訂正請求の申立て

(特 § 134 の 3)

(4) 再審の請求

(特 § 171①、§ 172①、実 § 42①、§ 43①、意 § 53①、§ 54①、商 § 57①、§ 58①、§ 68⑤、商附則 § 18)

(5) 補正却下決定不服審判の請求

(意 § 47①、商 § 45①、§ 68④)

(6) 商標登録異議申立書の補正

(商 § 43 の 4②、§ 68④)

今後、大規模災害が発生し、特定非常災害に指定されたときは、同様の措置がとられることになると解される。

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. ~~3~~11)

26—01 P U D T

手続の停止（中断、中止）

1. 手続の停止

手続の停止とは、一定の事由が存在する場合に、それが消滅するまで一切の手続を停止することをいう。

停止は、法律上の効果を伴い、停止中にされた特許庁及び当事者の手続は、当事者双方又は相手方との関係で無効であることを原則とし、期間の進行も停止される。進行を停止された期間は、手続の受継の通知又は続行のときから、改めて全期間の進行を開始する（特 § 24→民訴 § 132②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②で準用）。

停止には、中断と中止とがある。

2. 中断

中断とは、審判手続中に、当事者が交代しなければならない事由が発生したとき、新しい当事者が手続に関与できるようになるまでの間、手続の進行を停止して、その当事者の利益を保護するための制度である。法定の中断事由の発生によって当然に発生するものであり、中断事由の発生についての特許庁や当事者の知・不知とは関わりがない。

法定の中断事由は、以下のとおりである。

(1) 死亡による中断

ア 当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により手続を続行すべき者がその手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①一、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。もっとも、相続放棄（民 § 938）のできる間は、相続が不確定な状態にあるから、手続の受継はできず（特 § 24→民訴 § 124③、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）、相手方からも受継の申立てをすることはできない。

イ 民事訴訟法とは異なり、補助参加の場合においても、参加人に中断の原因があるときには、審判手続は中断する（特 § 148⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

なお、被参加人は審判手続の当事者であるから、被参加人に中断の原因が生じたときは、参加人にもその効力は生じる。

ウ 当事者死亡の場合の受継手続（→26—04）

エ 裁判例

① 当事者が死亡したとき、その相手方がその訴訟の唯一の承継人である場合には、対立当事者の地位が1人に帰するため訴訟は終了し、中断を生じない（大判昭 10. 4. 8（昭 9（オ） 2652 号）民集 14 卷 511 頁））。

② 特許無効審判の請求人が被告となっている審決取消訴訟の係属中に、当該被告が死亡した場合には、民訴 § 124 に基づき、その相続人その他法令により訴訟を続行すべき者においてその訴訟の手続を受け継ぐべきものであって、訴訟が終了するものではない（最一小判昭 55. 12. 18（昭 52（行ツ） 130 号））。

(2) 法人の合併による中断

当事者である法人が合併により消滅したときは、合併により設立された法人又は合併後存続する法人が、その手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①二、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(3) 破産法による中断

ア 破産手続開始の決定による中断

当事者が、破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人がその手続を受継ぐまで中断する（破産法 § 46→同 § 44①、②）。

（裁判例）

共同出願に係る拒絶査定不服審判の審理中に、請求人の一人が破産手続開始の決定を受けた事案において、請求人の一人が破産手続開始決定を受けたことにより審判手続は当然に中止し、共同審判請求人の一人に生じた中断は請求人全員についてその効力を生じているため（特 § 132④）、その間にされた本件審決は、無効である（知財高判平 22. 10. 25（平 22（行ケ） 10270 号））。

イ 破産手続終了による中断

破産手続開始の決定により中断した手続であって、破産管財人によりその手続の受継がされた後に破産手続が終了したときは、破産者である当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法 § 46→同 § 44④、⑤）。

(4) 手続能力の喪失、法定代理人の死亡、法定代理権の消滅による中断

ア 当事者が手続能力を失い、又は法定代理人が死亡し、若しくはその代理権が消滅したときは、法定代理人又は手続能力を有するに至った当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①三、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

イ 法定代理権の消滅は、本人または代理人から相手方に通知しなければ、効力を生じない（民訴 § 36①）。この規定は、法人その他の団体の代表者または管理人の権限の消滅にも準用がある（民訴 § 37、民訴規 § 18）。

ウ 官庁が当事者であるときに、その長の変更は、法定代理権の消滅になる。ただし指定代理人がいれば中断は生じない（特 § 24→民訴 § 124②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（大判大 4. 10. 16（大 4（オ） 572 号、民録 21 編 1644 頁））。

エ 会社が解散し、従来の取締役が法定清算人となるときは、法定代理権の変更にはならない（会社法 § 478）。

(5) 信託任務終了による中断

当事者である受託者の信託の任務が終了したときは、新受託者がその手続を受け継ぐまで中断する（特 § 24→民訴 § 124①四、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(6) 資格変更による中断

一定の資格を有する者が自己の名で他人のために手続の当事者（一定の資格に基づく当事者、いわゆる職務による当事者などを含む。以下この項において「資格当事者」という。）となる場合において、その資格を失ったときは、同一の資格を有する者がその手続を受け継ぐまで中断する。資格当事者が死亡したときも同じである（特 § 24→民訴 § 124①五、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(7) 会社更生法による中断

ア 更生手続開始の決定による中断

当事者である会社が、裁判所により更生手続開始の決定（会社更生法 § 41）を受けたときは、手続は、管財人などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法 § 53→同 § 52①、②）。

イ 更生手続終了による中断

更生手続開始の決定により中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に更生手続が終了したときは、会社などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法 § 53→同 § 52④、⑤）。

(8) 民事再生法による中断

ア 管理命令による中断

再生手続開始の決定があったときには中断しないが、管理命令が発せられたときには、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する（民事再生法 § 69→同 § 67②）。

イ 再生手続終了による中断

管理命令による中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に再生手続が終了又は管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、再生債務者がその手続を受け継ぐまで中断する（民事再生法 § 69→同 § 68②、③及び④）。

(9) 裁判所の保全管理命令による中断

破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所が保全管理命令を発したときは、保全管理人がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法 § 96②→同 § 44、会社更生法 § 34③→同 § 52、民事再生法 § 83③→同 § 67、§ 68）。

（注）

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議の申立ての承継が認められないので、特許（商標登録）異議申立人側については、上記（1）～（9）の中断事由は適用されない（→66—02 の 2.、67—02 の 2.）。

3. 中断適用除外

(1) 上記 1. の(1)ア、(2)、(4)、(5)、(6)のときは、委任による代理人がある間は、適用しない（特 § 24→民訴 § 124②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）

(→26—04 の 1 . (3)) 。

(2) 中断適用除外に関する裁判例

① 訴訟代理人が上訴提起の特別授權を有しない場合は、当該審級における判決の送達とともに上級審の訴訟行為に関する限り訴訟代理人を欠くを以って、爾後訴訟手続は上訴の関係においては中断する（大決昭 6. 8. 8（昭 6（ク）788 号））。

② 控訴、上告の特別委任がある場合なら終局判決の確定、すなわち訴訟の終了まで中断は生じない（大判決昭 8. 7. 27（昭 8（ク）1059 号））。

(3) 代理人死亡の場合の取扱い(→23—11)

4. 中止

中止とは、特許庁又は当事者において審判手続の続行が不能又は不適当となった場合に法律上当然に又は特許庁長官又は合議体の決定によって生じるもので、法定の中止事由は、以下のとおりである。

(1) 特許庁の職務執行不能による中止

天災その他の事由によって、特許庁が職務を行うことができないときは、手続はその事由が消滅するまで中止する（特 § 24→民訴 § 130、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(2) 次の場合、合議体は申立てにより又は職権をもって手続を中止することができる。

ア 当事者の故障による中止

当事者が不定期間の故障により手続を続行することができないときは、その故障の止むまで中止することができる（特 § 24→民訴 § 131①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

イ 共同審判等の手続の中止

共同審判又はその再審において、その一部の者について、不定期間の故障があるため、手続を続行することができないときは、その手続の全体を中止することができる（特 § 132④、§ 174②～④、実 § 41、意 § 52、§ 58④、商 § 56①、§ 68④）。

(3) 裁判所の命令による中止

裁判所の中止命令があったときは、手続を中止する。

(例)

更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続の中止を命ずることができる（会社更生法 § 24①）。

5. 決定による中止命令

当事者が不定期間の故障により審判手続を続行することができないときは、特許庁長官又は合議体は決定をもってその中止を命ずることができる（特 § 24→民訴 § 131①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

6. 他の審判又は訴訟による中止

(1) 審判において必要があると認めるときは、特許（商標登録）異議の申立てについての決定若しくは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特 § 168①、実 § 40①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(例) 特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い（→51—22）

(2) 中止に関する裁判例

ア 民事、刑事の訴訟手続の完結に至るまで、審判手続を中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられていて、必ず中止しなければならないものでない（東高判昭 23. 5. 28（昭 22（オ）11 号）、東高判昭 32. 3. 12（昭 31（行ナ）15 号））。また中止申立権を認めたものでもない（大判昭 13. 11. 28（昭 13（オ）1270 号））。

イ 無効審判事件の係属中に、その権利についての訂正許可の審判を請求した者が、無効審判の審理中止願を提出したからといって、この申立てに拘束されないし、その許否の決定を要するものでもない（大判昭 11. 7. 11（昭 10（オ）2143 号））。

7. 中断、中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中断又は中止があったときは、期間はその進行を停止するが、受継又は中止の解消により手続が再び進行したときには、その続行のときから改めて全期間が進行する（特 § 24→民訴 § 132②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

なお、中断又は中止によって期間の進行が停止するのは手続に関する期間のみであり、例えば、中断または中止中に特許権の存続期間（特 § 67）が満了すれば、当該特許権は消滅する。

(2) 共同審判

共同して審判を請求した者、又は共有に係る特許権に対し審判を請求された者の一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる（特 § 132④）。

(3) 続行禁止

合議体又は当事者は、中断又は中止の間、その事件に関する手続を続行することができない。

(4) 中断又は中止中に行われた手続

中断又は中止中にされた手続は違法であるが、受継又は続行の申立者がその申立て（名義変更届により受継申立てをするときも含む。）の際に、中断又は中止中に当事者又は当庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消を主張することは認めないこととする（→方式審査便覧 05. 11（中間手続—8））。

(5) 中断、中止の効力に関する裁判例

訴訟手続中断中、本案についてした当事者の訴訟行為は相手方に対する関係では無効であるが、相手方がその行為を明認し、又はこれに対してなんらの異議を主張しないで、そのまま訴訟行為を続行したときは、いわゆる責問権の放棄により爾後同人はその無効を主張する権利を喪失するものと解する（大判昭 14. 9. 14（昭 13（オ）2445 号））。

共同審判請求人の一人である Y が破産宣告を受け、審判手続が中断していたが、これを看過して審決を送達した事案において、Y について生じた上記中断は、共同審判請求人である被告ら全員についてその効力を生ずる（特 § 132④）（東高判平 13. 1. 31（平 12（行ケ）227 号））。

8. 中断、中止した手続の受継

中断又は中止した手続の受継は申立てによって行われ、具体的には、その旨を記載した書面を特許庁に提出してなされる。

申立権者は、新追行者及びその相手方である（特 § 24→民訴 § 126）。

9. 中断、中止した手続の受継申立て通知

前項の受継の申立てがあったときは、審判長はその旨を相手方に通知しなければならない（特 § 24→民訴 § 127、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

10. 中断、中止した手続の受継についての決定

(1) 特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない（特 § 22①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—05 の 1.）。

特許庁長官又は審判長からの受継の通知によって、中断が解消し手続が再開される（特 § 24→民訴 § 132②）。

(2) 審判手続の受継の申立ては、特許庁長官又は合議体が職権をもってこれを調査し、理由がないと認めたときは決定をもって却下する（特 § 24→民訴 § 128①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。却下されたときは中断はなお継続することとなる。

11. 中断、中止した手続の受継命令

特許庁長官又は合議体は、中断した審査、特許（商標登録）異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、相手方の申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない（特 § 23①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—04 の 1. (1)イ）。

この場合において、指定した期間内に受継がなかったときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特 § 23②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。この場合、特許庁長官又は審判長は、その旨を当事者に通知

しなければならない（特 § 23③、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）（→26—04 の 1. (1)ウ、エ）。

1 2. 参加人の中断、中止の効力（→57—05 の 3.）

1 3. 除斥、忌避関係による中止

除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定があるまで、審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない（特 § 144、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

1 4. 意匠・商標登録出願についての補正の却下による中止

意 § 17 の 2④（同 § 50①で準用）並びに商 § 16 の 2④（同 § 55 の 2②で準用）には、同条第 1 項の規定による補正の却下の決定に対し、意 § 47①若しくは商 § 45①の審判を請求したとき、又は、意 § 59①若しくは商 § 63①の訴えを提起したときは、その審判の審決又は訴の判決が確定するまで、その意匠登録出願又は商標登録出願の審査若しくは拒絶査定に対する審判を中止しなければならない旨規定されている。

（注） 意 § 17 の 2③並びに商 § 16 の 2③には、「第 1 項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から 3 月を経過するまでは、当該意匠登録出願又は商標登録出願について査定をしてはならない」と規定されている。これは、審査（審判）の中止を規定しているものではない。

したがって、前記 3 月の期間内に、意匠、商標登録出願について査定（審決の場合は 30 日の期間内）以外の手続（例、拒絶理由通知、補正命令）をしても違法ではないし、補正の却下の決定と前後して、又は同時にした手続についての指定期間等は、審判の請求又は訴えの提起がない限り期間の進行を停止しない。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

26—04 P U D T

受 継 手 続

1. 当事者の死亡

(1) 代理人が選任されていない場合

受継手続の完了するまで手続を中断（→26—01）することになるが、その死亡事実が確認されないとき、及び受継手続のための事務処理は以下のとおりである。

ア 当事者の死亡が推認できても、以下のようにその死亡が確認できないときは、別紙様式 1 の嘱託書により当該地区市区町村あてに戸籍謄本及び戸籍の附票を請求する。

（ア）当庁より送達した郵便物が、受取人死亡につき配達不能として差出人戻しとなったとき（昭 30 抗審 2837 号）

（イ）当事者の縁故者などから、上申書などによって当事者の死亡が通知されたが、これを証するに足りる証拠の差出がないとき（昭 28 抗審 618、619 号）

イ 当事者が死亡した結果、受継手続の必要を認めたとき、特許庁長官又は審判官（合議体）は、相手方の申立てにより又は職権で相当の期間を指定してアに準じて確認した相続人に対し、様式 2 の手続受継指令書により審判手続の受継を命じなければならない（特 § 23①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

ウ 特許庁長官又は審判官（合議体）は、イに指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特 § 23②、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

エ 特許庁長官又は審判長は、ウにより受継があったとみなしたときは様式 3 の手続続行通知書によりその旨を当事者に通知しなければならない（特 § 23③、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(2) 受継手続の実例

ア 無効審判における権利者 A の死亡のうわさを聞知した審判官は、M 市役所にその死亡並びに相続人を確認するための戸籍謄本の送付方を、様式第 1 の書面によって囑託した。

イ 戸籍謄本によって死亡を確認したのち、相続人と思われる 6 名全員に対し 30 日の期間を指定して、様式第 2 の書面によって審判手続を受継するよう命じた。

ウ 相続人 6 名全員は A の相続を放棄したというので、共同相続人全員の住所、氏名を記載し全員が押印した相続放棄を証する書面の差出しを命じた。

エ 本件特許より生じる一切の権利の相続を放棄した旨の相続放棄書の提出はあったが、民法上の効果を確認するため次のような措置をとった。

オ M 家庭裁判所あてに、特許権者 A（住所記載）の死亡（年月日記載）により、その相続人は自己の相続を知ったときから 3 か月以内に民 § 915、同 § 938 による相続または放棄の申出をなしたか否かを調査の上、通報あるよう囑託した。

カ M 家庭裁判所より、相続放棄、限定承認の申述はない旨回答があったため、相続がなかったとは認める由なく、のちにその審決において「特許権の相続が一旦なされたのち、これら各号の特許権より生じる一切の権利が放棄された」と認定している。

(3) 代理人が選任されている場合（→26—01 の 3. (1)）

本人が死亡しても代理権は消滅しない（特 § 11、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）から、特 § 24（実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）によって準用される民訴 § 124②の適用により手続の中断を生じないが、次の諸点に注意する。

ア 代理人の辞任、死亡その他の事由でその訴訟代理権がなくなるか、あるいはその本来与えられた代理権の範囲に属する事項を完了すると、その時点で手続は中断する。

たとえば、代理人の代理権は審級限りを原則とするため（審級代理の原則）、審決取消訴訟の提起について特別の授權がある場合等上級審についての代理権限がある場合を除き、代理人が選任されているときでも、審決謄本

の送達とともに、手続は中断する（東京高判昭 48.6.29（昭 47（行ケ）12号）、東京高判昭 42.11.21（昭 42（行ソ）1号））。

イ 中断事由によって当事者の交代が生ずるときは、代理人は新当事者の代理人として審判手続にあたる。もっとも、このとき、審判は従来の当事者の名でそのまま追行でき、誰がその承継人かがその当時明確にならなくとも、審判の続行は妨げられない。

ウ 死亡者の名で下された審決については、最初から死者を当事者としたときとは異なり、その承継人に対する審決として有効である。

また、当事者が死亡等した場合であっても、その承継人が自己の名で改めて委任状を提出したときは、その承継適格を調査し、これを肯定するときは、その名で審決することは妨げられず、もしそれが誤ってしたとしても、真の承継人に対する審決として同様に有効である。

2. 当事者である法人の破産等

- (1) 当事者に対する破産手続開始の決定（破産法 § 30①）、更生手続開始の決定（会社更生法 § 41①）又は管理命令（民事再生法 § 64①）により中断した手続（破産法 § 46 で準用する同 § 44①、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52①、民事再生法 § 69 で準用する同 § 67②）は、管財人などにおいてこれを受け継ぐことができる（破産法 § 46 で準用する同 § 44②、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52②、民事再生法 § 69 で準用する同 § 67③）。
- (2) (1) の受継があるまでに破産手続又は更生手続が終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、破産者等である当事者が当然手続を受継する（破産法 § 46 で準用する同 § 44⑥、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52⑥、民事再生法 § 69 で準用する同 § 68④①）。
- (3) (1) の受継があった後、破産手続又は更生手続の終了若しくは管理命令を取り消す旨の決定の確定により中断した手続は、破産者等である当事者が受継しなければならない（破産法 § 46 で準用する同 § 44⑤、会社更生法 § 53 で準用する同 § 52⑤、民事再生法 § 69 で準用する同 § 68⑤③）。

（改訂 R5.12）

(訂正 R7. 11)

様式 1（その 1）

嘱 託 書	
○ ○市区町長 殿	令和 年 月 日
特 許 庁 審 判 長	
不服 2 0 X X－〇〇〇〇〇〇（特願 2 0 Y Y－△△△△△△）事件について、請求人である下記の者の死亡事実並びに相続人を確認するための戸籍謄本及び戸籍の附票各 1 通御送付願いたく嘱託いたします（戸籍法第 10 条の 2 第 2 項）。	
記	
住 所 氏 名	

様式 1（その 2）

嘱 託 書	
○ ○市区町長 殿	令和 年 月 日
特 許 庁 審 判 長	
当庁における無効 2 0 X X－8 0 0 〇〇〇（特許第〇〇〇〇〇〇〇号）の特許無効審判。事件に関し、登録された権利者である下記の者の所在を確認するための住民票の写し、転出している場合は除かれた住民票の写し御送付を嘱託いたします（住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項）。	
記	
住 所 氏 名	

様式 2

発送番号 1 2 3 4 5 6 1 / E

発送日 令和 年 月 日

手続受継指令書

令和 年 月 日

特 許 庁 審 判 長

審判請求の番号

不服 2 0 X X - 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(特許出願番号)

(特願 2 0 Y Y - △ △ △ △ △ △)

推定相続人

〇 〇 〇 〇 様

この審判事件について、当庁が行った職権調査の結果、請求人であります〇〇〇氏は令和 年 月 日に死亡されていることが判明しました。

貴方はその第一順位の推定(共同)相続人と認められますので、この指令の発送の日から 6 0 日以内に審判手続の受継をしなければなりません。

上記期間内に受継をしないときは、特許法第 2 3 条第 2 項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

外第一順位推定相続人 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇

(実) 平成 5 年改正前の実用新案法第 5 5 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

(意) 意匠法第 6 8 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

(商) 商標法第 7 7 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

—審判長 特許庁審判官 〇〇〇〇 XXXX

審判長 特許庁審判官 〇〇〇〇 XXXX

審判長 特許庁審判官 〇〇〇〇 XXXX

審判書記官 ○○○○ YYYY

~~この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。~~

~~審判課第〇〇担当 ○〇 ○〇~~

~~電話 03(3581)1101 内線 XXXX ファクシミリ ()~~

様式 3

発送番号 1 2 3 4 5 6 1 / E

発送日 令和 年 月 日

手続続行通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 審 判 長

審判請求の番号 不服 2 0 X X - ○ ○ ○ ○ ○ ○
(特許出願番号) (特願 2 0 Y Y - △ △ △ △ △ △)
相続人 ○ ○ ○ ○ 様

この審判事件について、請求人であります○○○○氏が死亡（令和 年 月 日）のため、貴方に対し審判手続の受継を指令しましたが、指定した期間内に受継の申し立てがされませんでしたので、特許法第 2 3 条第 2 項の規定により受継があったものとみなして審判事件の手続を続行します。

（実）平成 5 年改正前の実用新案法第 5 5 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

（意）意匠法第 6 8 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

（商）商標法第 7 7 条第 2 項の規定によって準用する特許法第 2 3 条第 2 項

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第○○担当 ○○ ○○

電話 03(3581)1101 内線 XXXX ~~ファクシミリ~~ メールアドレス

XXXX@jpo.go.jp

|

30—02 P U D T

一事不再理

1. 一事不再理

次に掲げる審判の審決が確定（→46—00）したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判（この節 30—02 において「同一審判」という。）を請求することができない（特 § 167、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

- (1) 無効審判
- (2) 延長登録無効審判
- (3) 商標登録取消審判

この規定をおいた理由は、同一の事実及び同一の証拠に基づく 2 個以上の矛盾する確定審決の発生を防止すると同時に、乱訴を防いで同一審判について同じ手続を繰り返す煩わしさを免れさせようとするものである。

この一事不再理の効力は確定審決の効力の一つである。

一方、審判に関与していない者にまで確定審決の効力が及ぶとすることは、民事訴訟の例と比較した結果、妥当でないため、第三者については同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができる（※）。

※第三者にまで効力が及ぶことについては、第三者の審判で争う権利を制限することは不合理であるとの指摘があり、この点、民事訴訟において判決の効果が第三者にも拡張される場合との対比によっても、その妥当性が認められないことなどから、平成 23 年の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）において第三者効が廃止された（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕）。

2. 同一審判の定義

同一審判とは、請求の趣旨が同一である審判、言い換えれば請求の趣旨の対象となっている権利が同一であり、かつ種類が同じである審判と解される。

3. 同一の事実、同一の証拠

(1) 同一の事実

同一の事実とは、無効、取消審判において無効、取消事由として主張する事実が同一であることをいう（東高判昭 44.6.28（昭 39（行ケ）161 号）下、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件）上、東高判昭 54.2.28（昭 46（行ケ）128 号）下、「ダクト等の素板端辺におけるハゼ形成装置」事件）上）。

例えば、確定審決が、本件考案が刊行物記載の考案と同一であるとの請求理由についてされたものであるのに対し、本件考案が同じ刊行物記載の考案からきわめて容易に考案をすることができたものであるという請求理由による審判の請求は、異なる事実に基づく審判の請求とされる（昭 45 審 3957 号（昭 50.4.2）下、「金属編籠の縁編組装置」事件）上）。

(2) 同一の証拠

同一の証拠とは、同一性のある証拠の意味である。

証拠自体が異なっているとしても、内容が実質的に同一である場合には同一の証拠と解した裁判例（後掲裁判例①、知財高判令 2.6.11（令 1（行ケ）10077 号）下、「平底幅広浚渫用グラブバケット」事件）上、同旨大判大 9.10.19（大 8（オ）184 号）上）がある。

また、同一刊行物であっても、引用部分を異にし、立証しようとする技術内容が異なる場合には同一の証拠であるとはいえない（東高判昭 44.6.28（昭 39（行ケ）161 号）下、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件）上）。

なお、特 § 167 に関する審決又は裁判例のうち、後の無効審判請求で初めて提出された証拠を新証拠と認めなかったものがある（後掲裁判例②、③）。

4. 同時係属の他の審判事件に対する適用

特 § 167 の規定の趣旨は、ある特許につき無効審判請求が成り立たない旨の

審決（請求不成立審決）が確定した後に新たに上記無効審判請求におけるのと同じ事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求をすることが許されないとするものであるので、請求不成立審決の確定時点（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日より前である場合は、確定審決の登録時点（最一小判平 12.1.27（平 7（行ツ）105 号）「クロム酸鉛顔料およびその製法」事件））において既に係属している無効審判請求に対し特 § 167 の規定は適用しない。

5. 確定審決が却下の審決である場合

特 § 167 の規定は、審判請求人の提出した一定の事実並びに証拠を斟酌して特許の効力その他同条所定の事項に関する審判請求の実体に付き審理を遂げたのち審判されたことを前提（→ 1.）として適用されるべきものであるから、審判請求がその他の理由例えば利害関係人でない者の提起にかかわるとの理由で排斥（却下）されたような場合には、前示法条の適用はないと解すべきであるとした裁判例（大判昭 5.12.24（昭 5（オ）693 号）「扱齒製造機」事件）がある。

6. 請求人適格とその一事不再理

請求人適格としての利害関係なしとの理由をもってされた審判請求却下の審決が確定したとき（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日より前である場合は、確定審決の登録があったとき）は、請求人適格としての利害関係に関し同一の事実を主張し、かつ同一の証拠を提出して同一審判を請求することはできないとされた裁判例（大判昭 17.11.10（昭 17（オ）187 号）「液體トワストノ接觸ヲ爲サシムル装置」事件）がある。

7. 判定の一事不再理

判定には一事不再理の適用はない（→ 58—03 の 1.（6））。

8. 特許（商標登録）異議の申立ての一事不再理

特許（商標登録）異議の申立てには一事不再理の適用はない。

9. 繰り返し請求される無効審判事件への対応

ほぼ同一の無効理由によって先の審決と異なる判断を求めることは、信義則の観点からも不適切である。よって、合議体は、先の審決と矛盾した判断を行わないよう、一事不再理とすべきとまでは言えない場合（例えば、先の審判の確定前に同一内容の無効審判の請求があったとき又は確定後にほぼ同一の無効理由の審判請求があったときなど）であっても、先の審決とほぼ同一の論理構成で結論を導けるものに対する審理は、先の審理結果を踏まえて行う。その際、口頭審理を行わずに書面審理とするなど、当事者の負担に配慮し効率的審理指揮を行うことが望ましい。

先の審判の審決確定前に請求されたものについては、信義則に関して、原告が既に先行事件において無効理由として主張し、先行事件審決及び先行訴訟判決で退けられた主張について、本件無効審判の請求が先行事件審決（先行事件判決）の確定前になされたものであり、特 § 167 が定める効力が本件無効審判に及ばないとしても、これを奇貨として、先行事件におけるのと同様の主張を（本件審決の取消事由として）本件訴訟において行うことは、実質的に前訴の蒸し返しに当たり、訴訟上の信義則に反するものとして許されないとした裁判例（知財高判平 30.6.19（平 29（行ケ）10153 号）「熱間プレス用めっき鋼板」事件）がある。

なお、本件審判請求における請求の理由が先の確定審決において判断された請求の理由に対して要旨を変更するものとなっている場合には（→51—16）、先の審判において主張・立証が尽くされたものを蒸し返すものではないから、信義則の問題は生じない。

同一の事実及び同一の証拠に関する裁判例

内容	関連項目
① 知財高判平 26. 3. 13 (平 25 (行ケ) 10226 号) <u>「KAMUI」事件</u> 無効審判請求においては、「同一の事実」とは、同一の無効理由に係る主張事実を指し、「同一の証拠」とは、当該主張事実を根拠づけるための実質的に同一の証拠を指すものと解するのが相当である。そして、同一の事実（同一の立証命題）を根拠づけるための証拠である以上、証拠方法が相違することは、直ちには、証拠の実質的同一性を否定する理由にはならないと解すべきである。このような理解は、平成 23 年法律第 63 号による特許法 167 条の改正により、確定審決の第三者効を廃止することとし、他方で当事者間（参加人を含む。）においては、紛争の一回的解決を実現させた趣旨に、最も良く合致するものというべきである。	3. (2)
② 知財高判平 18. 4. 11 (平 17 (行ケ) 10467 号) <u>「包装」事件</u> 本件審判請求において、原告が確定した先の審決と「同一の事実」に基づく主張をしている以上、特許法 167 条に反しないのは、それが新たな証拠に基づくときに限られる。ここにいう新たな証拠とは、被告特許の無効理由を立証するための証拠であって、先の審判請求におけるものとは実質的に異なるものをいう。・・・しかし、甲第 8 ないし第 10 号証（審判甲 7 ないし 9）は、先の審決の判断の誤りを指摘し、立証するために提出するものであり、被告特許の明細書に物を作る方法が記載されていないことを立証するためではないと、原告自身が主張している。・・・そもそも、審決の取消事由を立証するための証拠は、当該審決に対する取消訴訟を提起して、その訴訟において提出すべきであって、審決が確定した後に、先の審判請求の請求人（原告）が同じ特許について再度の無効	3. (2)

審判請求をして、既に確定した審決の取消事由を立証するための証拠を提出することは、特許法 167 条の趣旨に照らして許されないと解される。	
③ 東高判平 16.3.23（平 15（行ケ）43 号）<u>一</u>「金属触媒担体を膠着しろう付けする方法」事件 本件無効審判請求が先の無効審判請求と同一の証拠に基づくものであるかをみるに、先の無効審判において審判請求人（原告）の主張が排斥された争点は、審判甲第 1 号証、第 2 号証及び第 3 号証に記載されているところから導かれる公知技術との対比における「本件発明の構成 C の容易想到性」である。審決は、「二つの部材を接着する際に、必要に応じて任意の形状の接着領域で部分的に接着することがあることは、当業者のみならず、一般に慣用されている」との事実を認定しており、そこに誤りがあると認めることはできないのであって、先の無効審判では、上記対比において勘案されるべき一般慣用技術の有無も、審理の対象となって、当該公知技術からの容易推考性の有無が審理され、判断されたと認めるべきであり、そのような一般技術常識を証明すべき証拠のないことも、審理の結果判断されたというべきである。したがって、上記一般技術常識を証明すべき証拠を、前記同一の事実に基づく後の審判において提出することは許されず、上記一般技術常識を証明するにすぎない審判甲第 5 号証及び審判甲第 6 号証を新たな証拠とすることはできないとした審決の判断に誤りはない。	3. (2)
④ 知財高判平 28.9.28（平 27（行ケ）10260 号）<u>一</u>「ロータリーディスクタンブラー錠及び錠」事件 ア 特許法 167 条・・・の趣旨は、排他的独占的権利である特許権（同法 68 条）の有効性について複数の異なる判断が下されるという事態及び紛争の蒸し返しが生じないように特許無効審判の一	3. (1) 及び (2)

回的紛争解決を図るために、当事者及び参加人に対して一事不再理効を及ぼすものと解される。 先の特許無効審判の当事者及び参加人は、同審判手続において無効理由の存否につき攻撃防御をし、また、特許無効審判の審決の取消訴訟が提起された場合には、同訴訟手続において当該審決の取消事由の存否につき攻撃防御をする機会を与えられていたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」について狭義に解するのは、紛争の蒸し返し防止の観点から相当ではない。 イ この点に関し、平成23年法律第63号による改正前の特許法167条においては、一事不再理効の及ぶ範囲が「何人も」とされており、先の審判に全く関与していない第三者による審判請求の権利まで制限するものであったことから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義を拡張的に解釈することについては、第三者との関係で問題があったといえることができる。しかし、上記改正によって第三者効が廃止され、一事不再理効の及ぶ範囲が先の審判の手続に関与して主張立証を尽くすことができた当事者及び参加人に限定されたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義については、前記アのとおり、特許無効審判の一回的紛争解決を図るという趣旨をより重視して解するのが相当である。	
⑤ 知財高判平 27.8.26（平 26（行ケ）10235 号）<u>「洗浄剤組成物」事件</u> 特許発明が出願時における公知技術から容易想到であったというためには、当該特許発明と、対比する対象である引用例（主引用例）に記載された発明（主引用発明）とを対比して、当該特許発明と主引用発明との一致点及び相違点を認定した上で、当業者が主引用発明に他の公知技術又は周知技術とを組み合わせることによって、主引用発明と、相違点に係る他の公知技術又は周知技術の構成を組み合わせることが、当業者において容易に想到することができたことを示すことが必要である。そして、特許発明と対比する対象	3. (1) 及び(2)

である主引用例に記載された主引用発明が異なれば、特許発明との一致点及び相違点の認定が異なることになり、これに基づいて行われる容易想到性の判断の内容も異なることになるのであるから、主引用発明が異なれば、無効理由も異なることは当然である。

(中略)

また、主引用例は、特許発明の出願時における公知技術を示すものであればよいのであるから、甲 1 文献のように出願時における周知技術を示す文献であっても、主引用例になり得ることも明らかであり、これを主引用例たり得ないとする理由はない。さらに、主引用発明が同一であったとしても、主引用発明に組み合わせる公知技術又は周知技術が実質的に異なれば、発明の容易想到性の判断における具体的な論理構成が異なることとなるのであるから、これによっても無効理由は異なるものとなる。

よって、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も、主引用発明が同一で、これに組み合わせる公知技術あるいは周知技術が異なる場合も、いずれも異なる無効理由となるというべきであり、これらは、特許法 167 条にいう

「同一の事実及び同一の証拠」に基づく審判請求ということはない。

(改訂 R5. 3)

(訂正 R7. 11)

33—01 P U D T

口頭審理の期日指定

1. 請求人、被請求人、商標登録異議申立人、権利者、参加人又は代理人と口頭審理の期日を調整する。期日の調整は、期日調整の依頼（様式1）と、原則として口頭審理で審理する予定事項を記載した審理事項通知書（→33—08）等を当事者に電子メール等により送信する。なお、審理事項通知書の送信に先立って期日を決めるときもある。
2. 期日呼出しは電話・電子メール等を利用した簡易な方法で行う（特 § 145④ →民訴 § 94、実 § 41、意 § 52、商 § 56）。出頭を担保するため、様式2による期日請書を電子メール等にて当事者に依頼する。しかし、次のときについては、当事者に様式3による口頭審理期日呼出状を送達する。
 - ① 当事者に電話であらかじめ連絡がとれないとき
 - ② 当事者が呼出状を求めたとき
3. 口頭審理期日呼出状は、原則として期日の2週間前までに送達する。
4. 口頭審理期日呼出状の送達が不能であるときは、公示送達する。

公示送達の効力が発生する日（官報公告の日から20日を経過した日）より前に期日が指定されているときは、期日を変更（→33—02の2.）したのち、公示送達する。
5. 口頭審理を行ったが再度口頭審理を行う必要があるとき、出頭した当事者に対し、期日を告知することが望ましい（→33—01.1）。

（改訂 R5.12）

(訂正 R7. 11)

〔様式1〕 期日調整の依頼（無効審判事件の期日調整を電子メールで行う例）

件名： 【特許庁】無効202●－8000●●の期日調整について

〇〇〇〇特許法律事務所

弁理士 □□ □□ 様

無効202●－8000●●につきまして、口頭審理の開催を予定します。

つきましては、以下の＜1＞～＜4＞についてご確認のうえ、回答をお願いします。

ご参考に当該事件の審理事項通知書（案）を添付します（正式な審理事項通知書は、別途郵送します）。

また、相手方から提出された審判事件答弁書副本（弁駁書副本）は、令和○年○月○日（ ）に発送を予定しています。

【回答期限】回答の返信は、「令和○年○月○日（ ）」までをお願いします。

＜1＞ 期日調整

下記の期日候補日で都合がつかない日があれば、回答欄＜ ＞に「×」を記入してください。

口頭審理の期日候補日時			回答
令和○年○月	○日（月）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（火）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（水）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（木）	14：00～	< >
令和○年○月	○日（金）	14：00～	< >

■開廷予定場所：特許庁審判廷（又は特許庁第1審判廷）、口頭審理時間：約2時間
案内図

特許庁審判廷 <https://www.jpo.go.jp/introduction/access/map.html>

特許庁第1審判廷 <https://www.jpo.go.jp/introduction/access/shinpan/1-2-hantei.html>

＜2＞ オンライン出頭、オンライン配信について

添付資料「オンライン出頭について」及び「当事者等の関係者に限定したオンライン配信について」をご確認のうえ、以下（１）～（３）について回答をお願いします。

（１） オンライン出頭を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン出頭を希望する場合は、「オンライン出頭について」の「別紙１ オンライン出頭希望書」に必要事項（「省令要件等の事前確認」の省略を申出場合も含む）を記載して提出してください。なお、「別紙１ オンライン出頭希望書」の提出が間に合わない場合は、その旨をご連絡ください。

（２） オンライン配信について、「同意します」／「同意しません」

※オンライン配信は当事者等の関係者に限定して行いますが、同意できない場合はその理由の記載をお願いします。

「同意しない理由： _____ 」

（３） （上記（２）で同意したうえで） オンライン配信を、「希望します」／「希望しません」

※オンライン配信は、両当事者の同意が得られた場合に可能となるため、オンライン配信を希望されても相手方の同意が得られない場合は実施できないこともあります。

※「オンライン配信希望書」は、両当事者の「同意」が得られた場合に提出をしていただきますので、今後の連絡をお待ちください。

＜3＞ ライブ配信について

添付資料「口頭審理傍聴研修（ライブ配信）への御協力をお願い」をご確認いただき、特許庁職員に限定したライブ配信を実施する場合がありますのでご協力をお願いします。

ライブ配信を望まない特段の理由がある場合はご連絡ください。

＜4＞ 相手方への書類の送付について

添付の「審理事項通知（案）」に記載のとおり、相手方当事者へ口頭審理陳述要領書（写し）をメール等で送信していただくことになります。そのため、相手方当事者と送受信可能なメールアドレス等をご提示いただければ、審判書記官から相手方へお知

らせします。

以下（１）～（３）から選択して回答してください。

（１）本メール送信者のメールアドレスを、相手方との送受信に使用します

（２）次のメールアドレスを相手方との送受信に使用します

利用するメールアドレス：（ ） 担当者：（ ）

（３）その他

（具体的に使用する手段を記入： ）

ご不明な点、確認したい事項等ありましたらご連絡ください。

以上、よろしくお願いいたします。

特許庁審判部審判課 ~~特許侵害業務室~~ 審判書記官室

審判書記官 ○○ ○○

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

電話 03-3581-1101（内線 ~~○○○○~~ XXXX）

メール ~~PA6C●●~~ XXXX@jpo. go. jp

[様式2] 期日請書

期 日 請 書			
		令和 年 月 日	
特 許 庁 審 判 長 ○○ ○○ 殿			
請求人	○○○○○○○○○○		
請求人代理人	弁理士 ○○ ○○		
被請求人	○○○○○○○○○○		
被請求人代理人	弁理士 ○○ ○○		
上記当事者間の、無効20XX－800○○○、 特許第○○○○○○○○号の無効審判事件について、 令和 年 月 日（○）午前・午後 時 分の 特許庁審判廷（特許庁庁舎16階）での口頭審理の期日を請けました。			
※担当審判書記官 ○○ ○○			

（注）簡易な呼出し、口頭で期日を通知された場合等に用いる。

[様式 3] 口頭審理期日呼出状

口頭審理期日呼出状

審判請求の番号 無効 2 0 2 ●－8 0 0 ●●
 (特許の番号) (特許第○○○○○○○○号)
 起案日 令和○○年○○月○○日
 審判長 特許庁審判官 ○○ ○○
 請求人代理人弁理士 ○○ ○○ 様

審判請求人 ○○ ○○
 審判被請求人 ○○ ○○

この審判事件について、口頭審理期日を令和○○年○○月○○日（○）午後○時○○分に指定しましたので、当日特許庁審判廷（特許庁○階）に出頭してください。

なお、呼出しを受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず出頭しない場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

(備考)

この呼出状に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課 ~~特許侵害業務室~~ 審判書記官室 ○○ ○○

電話 03(3581)1101 内線 XXXX ~~FAX ()~~ メールアドレス XXXX@jpo.go.jp

—(改訂 R5.12)—

33—07 P U D T**口頭審理陳述要領書**

口頭審理陳述要領書（特施規 § 51、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22 ⑥）は、事実関係が複雑多岐にわたるときでも、当事者の陳述とその聴取を脱落なく確実に行い、さらに、陳述における精緻な理論構成を可能とし、口頭審理を効率よく行うためのものである。

したがって、請求書、答弁書等、すでに提出されている書類が適切、明確に記載されているとき、あるいは、所定期日までに口頭審理陳述要領書の提出がないときは、必ずしも義務的に提出させる必要はない。

したがって、提出がないときも、命令等をするを要しない。

口頭審理陳述要領書の提出は、以下のようにする。

- (1) 口頭審理陳述要領書の提出要請は、原則として、審理事項通知書の送付の際に行う。

口頭審理陳述要領書の提出期限は、該陳述要領書の作成に要する期間、相手方の検討に要する期間、合議体が予めその内容を把握するのに要する期間などを考慮して、通常、期日の 1～2 週間前に設定する。

当事者は、口頭審理陳述要領書を提出する場合、正本（1 通）、副本（相手方用○通＋審理用 1 通）を提出すると共に、その写しを特許庁及び相手方に電子メール等で送信する。

- (2) 無効審判等における口頭審理陳述要領書は、特許法施行規則の様式 65 の 10 に従い、以下の様式 1（請求人用）、様式 2（被請求人用）のように作成する。
- (3) 当事者は、口頭審理において、プロジェクター、スクリーン等の特別な機器を用いるときは事前に審判書記官に相談する。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

[様式1] 口頭審理陳述要領書 [請求人用]

口頭審理陳述要領書	
令和 年 月 日	
特 許 庁 審 判 長 殿	
1. 審判の番号	無効20〇〇－800〇〇〇
2. 請求人	
住所	
氏 名 (名称)	
3. 代理人	
住所	
電 話	
(ファクシミリ)	
氏 名	
4. 被請求人	
住所	
氏 名 (名称)	
上記審判事件に関し、令和 年 月 日午前・午後 時期日の 口頭審理において、請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。	
5. 陳述の要領	
6. 証拠方法	
7. 添付書類の目録	
口頭審理陳述要領書	副本 〇通

(注) 「5. 陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。

一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②請求の理由の補足、③被請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

[様式 2] 口頭審理陳述要領書 [被請求人用]

口頭審理陳述要領書 令和 年 月 日 特 許 庁 審 判 長 殿	
1.	審判の番号 無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇
2.	被請求人 住 所 氏 名 (名称)
3.	代理人 住 所 電 話 (ファクシミリ)
4.	請求人 住 所 氏 名 (名称) 上記審判事件に関し、令和 年 月 日午前・午後 時 分の日 口頭審理において、被請求人は陳述すべき要領を次のとおり準備します。
5.	陳述の要領
6.	証拠方法
7.	添付書類の目録 口頭審理陳述要領書 副本 〇通

(注) 「5. 陳述の要領」に記載する事項についての規定は特にありません。

一例としては、①審理事項通知で指摘された事項についての回答、②答弁の理由の補足、③請求人の主張に対する反論、④撤回する理由、証拠等が挙げられます。

~~—(改訂 R5.12)—~~

33—08 P U D T**審理事項通知書****1. 審理事項通知書の意義**

審理事項通知書は、合議体が口頭審理期日に予定している審理事項を期日前に当事者に伝え、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促すことにより、口頭審理を円滑に行い、審決に必要な資料を収集するためのものである。

審理事項通知書は、他の通知（→37—00 の 2.）と同様に記録につづり、閲覧請求の対象とすることで、手続の透明性を高める。審決にも手続の一つとして記載する。

2. 審理事項通知書の記載事項

審決に必要な資料を収集するため、審理事項通知書（様式 1）には、以下の(1)～(3)を中心に記載することが考えられるが、具体的な記載事項は、事案に応じて、合議体の判断に基づき記載する。

(1) 合議体の暫定的な見解

その時点における合議体の本件発明、引用発明、両者の一致点、相違点等の事実認定に関する暫定的な見解を記載する。

(2) 当事者の主張に関して

上記(1)の事実認定に関する合議体の暫定的な見解について当事者に意見を求める。また、当事者が争点としている事項及び合議体が審決を起案する上で論点となる事項について、それらの争点等を具体的に指摘し、それに対する当事者の主張・立証が尽くされるようにする。

さらに、審判請求書、答弁書、訂正請求書、弁駁書等において、明瞭でない点等を指摘し、釈明を求め、場合によっては主張の撤回を促す。

(3) その他

必要に応じて、本件特許発明及びその背景等の技術説明を促す。

特許無効審判において、関連する侵害訴訟があり、無効の抗弁があるときは、理由・証拠の異同について説明を求める。

原本確認を要する証拠があれば、期日に持参するよう促す。

また、審理事項通知書の末尾に、「同内容の審理事項通知書が相手方にも通知されています。」等と記載するのが望ましい。

3. 審理事項通知書の送付手続

- (1) 審判書記官は、期日調整の依頼書（→33—01 の様式 1）及び合議体が起案した審理事項通知書（期日は決定前なので未記入）を当事者に電子メール等で送付する。

なお、審理期間の短縮を図るため、審判書記官による期日調整と合議体による審理事項通知書の起案を並行して行ってもよい。このとき、合議体は、当事者の口頭審理前の準備期間が不当に短くならないよう留意しなければならない。

- (2) 審判書記官は、当事者と期日を調整し、合議体の了承が得られた後、期日請書ひな形（→33—01 の様式 2）を当事者に電子メール等で送付する。
- (3) 審判書記官は、両当事者からの期日請書が揃った時点で、決定した期日を合議体に連絡する。
- (4) 合議体は、原則当該連絡を受けた日に期日を審理事項通知書に記入し、決裁する。
- (5) 審判書記官は、期日が記入された審理事項通知書を当事者に送付する。

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

[様式 1] 審理事項通知書

審理事項通知書

令和〇年〇月〇日
特許庁審判長

審判請求の番号	無効20XX-800〇〇〇
(特許の番号)	(特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号)
請求人	〇〇〇〇様
代理人弁理士	〇〇〇〇様

令和〇年〇月〇日に行う口頭審理における審理事項をお知らせします。

口頭審理陳述要領書を提出する際には、下記の点を踏まえて作成し、期日の2週間前までに特許庁出願窓口に提出又は送付してください。また、それと同日に当該口頭審理陳述要領書を、担当審判書記官の指示に従い、担当審判書記官及び相手方へ電子メール等で送付してください。

記

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡下さい。

審判部第〇部門 審判官 〇〇〇〇

電話 03(3581)1101 内線〇〇〇〇

~~ファクシミリ~~ () メールアドレス XXXX@jpo.go.jp

|

~~—(改訂 R5.12)—~~

34—01 P U D T

証拠提出に関する書類の点検と注意事項

1. 証拠方法

証拠方法とは、証拠調べの対象となる有体物をいい、文書、証人、鑑定人、当事者本人、検証物がある。

2. 証拠の提出及び撤回

(1) 原則

証拠の提出ができるのは審理の終結時までである。したがって、当事者系審判において、審理の終結後に証拠の提出の申出を採用するときには、審理を再開の上（→42—00 の2.）、相手方に答弁並びにこれに係る証拠提出の機会を与える必要がある（特施規 § 47 の2①、§ 47 の3①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。

証拠の撤回は、証拠調べ開始までは自由に行えるが、証拠調べ開始後は、相手方当事者の同意が必要である。相手方にも有利となる証拠の撤回などについては同意を得られないこともあるので、証拠の提出においては慎重に提出証拠を選定する必要がある。なお、証拠調べ終了後は、合議体がすでに心証を得ているため撤回の余地はない。

(2) 異議申立てにおける証拠の追加・変更

特許異議の申立てについての証拠の追加・変更は、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までであれば認められる（特 § 115②ただし書）（→67—04）。

商標登録異議の申立てについての証拠の追加・変更は、登録異議申立期間経過後30日までであれば認められる（商 § 43 の4②ただし書）（→66—03）。

3. 証拠提出手続

審判請求書、答弁書その他審判に関して、特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない（特施規 §

50①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

証拠物件が文書であるときはその写し、証拠説明書等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（DVD-R）をもって提出することができる（特施規 § 50⑥、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。この場合、提出する光ディスクは1枚でよい。（具体的な提出方法については、[特許庁ウェブサイト](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html)（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

合議体は、文書、証人等、証拠の種類に応じて提出書面に不備がないか確認し、必要ならば自発補正を促すか、補正を命じる（→35—01の1.）。

なお、無効審判請求等に当たっては、審判請求書の請求の理由において、無効の根拠となる具体的事実を特定したうえ、証拠方法の欄に、当該具体的事実（立証事項）とその証拠との関係を具体的に明示して記載しなければならない（特 § 131②、実 § 38②、意 § 52、特施規様式 62 備考 8）。

4. 文書

文書を証拠方法として、記載されている思想内容を証拠資料とする証拠調べを書証という。実務上、文書そのものを書証ということがある。

(1) 証拠番号

証拠文書には、提出する者が請求人、被請求人又は参加人のいずれであるかによって、甲、乙又は丙を頭に付け、提出順に第何号証と番号を付す。例えば、請求人が提出する最初の証拠文書は「甲第1号証」である。

(2) 写しの提出

文書を証拠方法として証拠の申出をする者は、文書の写しを特許庁及び相手方（参加人を含む）の数に応じた通数だけ提出する（特施規 § 50②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。

文書の写しは、立証に必要なページのほか、図書等の表紙、見返し表紙、奥付頁、裏表紙、背表紙等、文書を特定するのに必要な部分も提出する。これらが完備されていないときは、補正が命じられる。

(3) 原本、写し

書証の申出としての文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本（以下、本節 34—01 において「原本等」という。）でなければならない。審判官は、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる（特施規 § 61 の 5、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 143）。原本は、審理後に返還を求めることができ（特施規 § 15）（→16—01）、その際、写しが原本と相違しないことを確認の上、写しにその旨を記録する。

実務上、原本等に代わる写し（認証のないコピー。以下本節 34—01 において同じ。）の提出による書証の申出も認められているが、写しのみをもって対応する原本の存在を認定できないときには、職権や反対当事者の申出により、口頭審理等において、原本等の提出を促すことがある。写しを提出するときは、立証事項が記載されているページのほか、当該文書を特定するのに必要な部分を提出する。

原本等が滅失しているときや、原本等が提出できずかつその存在が確認できないときなどには、特許庁に提出した写しそれ自体を証拠とすることもできる。

原本等を直接提出するか、写しの提出によって証拠である原本の存在を推認させる（原本等に代わる写しを提出する）こととするか、提出した写し自体を証拠とするかは、証拠申出者の判断による。

実務上は、おおよそ、以下のとおり扱われている。

ア 特許公報類、特許原簿、独立行政法人工業所有権情報・研修館所蔵の刊行物

原本の照合が容易にできるため、原本に代えて写しを提出すれば足りる。

イ 図書、雑誌、学会誌、カタログ等、多数頒布された文書

原本（例えば、カタログそれ自体）の提出が望ましいが、ページ数が多い等、原本の提出に支障があるとき、写しが提出されることが多い。

ウ 設計図、仕様書、注文書・納品書等取引書類

原本が現存するときには、原本（例えば、設計図それ自体）の提出が望ましい。

業務上必要がある等、原本の提出に支障があるとき、写しが提出されることがあるが、職権や当事者の申出により、原本の提出を求めることが多い。

エ 証明書等、本件請求・申立てのために作成された文書

通常は、原本の提出を求める。

(4) 刊行物

刊行物とは「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体」をいう（最二小判昭 55. 7. 4（昭 53 年（行ツ） 69 号））。

（刊行物とされた裁判例）

（例 1）仕様書（知財高判平 21. 1. 28（平 20（行ケ） 10180 号））

（例 2）製造業者がサービス業者に配付したテクニカルガイド（知財高判平 22. 6. 29（平 21（行ケ） 10323 号））

（例 3）編地見本の実物が貼付されたカタログ（知財高判平 26. 10. 15（平 25（行ケ） 10204 号））

(5) 翻訳文の添付

外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない（特施規 § 61①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤⑥、民訴規 § 138①）。すなわち、証拠が外国文献のときは、引用する箇所の翻訳文を必ず添付する必要がある（書証の写し、証拠説明書と同時に翻訳文を提出する）。

相手方は、この翻訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を提出しなければならない（特施規 § 61②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 138②）。

(6) 証人尋問等の利用

原本等が提出できないとき、又は文書が次に掲げるもの以外のときは、文書の成立や証明内容につき明らかにするため、証人尋問の申請を併せて行うことも考えられる。

ア 頒布された日が明らかな刊行物

イ 証明事項を所管事項とする官公署の証明した公文書

ウ 施設並びに専門技術者が揃っている大学又は研究所の正式な証明書

エ その医薬が病院の施療に使用されていることが明らかなときなどにおける、その病院の正式な医療効果証明書

(7) 証拠説明書

文書の記載から明らかなときを除き、文書の標目、作成年月日、作成者、立証趣旨を記載した「証拠説明書」（様式 1）を提出しなければならない（特施規 § 50③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。証拠説明書は、実務上、審判請求書、答弁書、弁駁書、口頭審理陳述要領書等の提出とともに提出するため、個別の書類としてではなく前記書類の添付書類として提出する例が多い。

「証拠説明書」は、特許庁及び相手方の数を提出する。

- (8) 文書提出命令の申立て（特 § 151、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、民訴 § 221、特施規 § 61 の 2、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 140）

文書が、特 § 151 で準用する民訴 § 220 に規定の文書提出義務を有する他人の所有物であるとき、当事者は、合議体から民訴 § 223①による提出命令を発することを求める申立て（文書提出命令の申立て）をすることができる。

文書提出命令の申立ての際には、書面により文書を特定して申し立てる必要がある。

（記載事項）

- ・ 文書の表示
- ・ 文書の趣旨
- ・ 文書の所持者
- ・ 証明すべき事実
- ・ 文書の提出義務の原因

相手方は、文書提出命令の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

- (9) 提示文書の保管（特施規 § 61 の 3、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 141）

審判官は、文書提出命令の申立てに係る文書が民訴 § 220 四イ～ホに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができ（特 § 151→民訴 § 223⑥）、また、必要があると認めるときは、提示された文書を一時保管することができる。

* 民訴 § 220 四（概要）

イ 文書の所持者等が刑事訴追、有罪判決を受けるおそれがあることが記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書

ハ 弁理士、弁護士等が職務上知り得た事実で黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類等

(10) 録音テープ等の反訳文書（特施規 § 61 の 6、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 144）

録音テープ等の反訳文書の書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない（例えば、反訳書面の内容と録音テープの内容の一致を確認する際に求められる）。

(11) 文書の成立を否認する場合における理由の明示（特施規 § 61 の 7、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 145、特 § 151、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④、民訴 § 228）

文書の成立とは、挙証者が作成者であると主張する特定人（作成名義人）の意思に基づいてその文書が作成されたということが確認されることであり、これにより文書の形式的証拠力が備わる。相手方が文書の成立を否認する場合は、その文書が偽造文書であると主張するに等しいから、その理由を明らかにさせなければならない、合議体はその結果を見て成立性を判断する。

文書の成立が認められるとしても、文書の記載事項や内容までが真実であると認められるわけではない。

(12) 筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書（特施規 § 61 の 8、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、特 § 151、民訴 § 229、民訴規 § 146）

筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

(13) 文書に準ずる物件（特 § 151→民訴 § 231、特施規 § 61 の 9、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 147）

図面、写真、録音テープ、ビデオテープ、下足札、手荷物の割符、界標その他

標識等は、文書とはいえないが、文字その他の符号を用いていないがそれらを作成した者の思想を表現したものである点、又は何らかの思想を表現したものであるが文字その他の符号を用いている点で文書と共通しているので、文書に準ずる物件（「準文書」という。）として、書証と同様の手続きによって取り調べる。

- (14) 写真、録音テープ等（特施規 § 61 の 10、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 148）

写真、録音テープ等の証拠調べの申出をするときは、証拠説明書において、撮影、録音、録画等の対象、日時、場所並びに撮影者及び録音者（作成者）を明らかにしなければならない。なお、これらが提出されたときは、必要に応じて証拠調べにおいてテープの再生又は上映をすることがある。

- (15) 録音テープ等の内容を説明した書面（特施規 § 61 の 11、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 149）

録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者又は参加人は、審判官又は相手方の求めがあるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面を提出しなければならない。

相手方は、上記書面における説明の内容について意見があるときは意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

準文書として書証の申出がされた録音テープ等は、再生して証拠調べされる。その際、発言者を特定し、発言内容を明確にできるように、当該録音テープ等の内容を説明した書面を予め提出することが望ましい。録音テープ等の内容を説明した書面としては「反訳書面」が典型的であり、その内容・範囲は必要に応じて決められる。

5. 証人（→35—01）

自己が認識した過去の事実及び状態を審判廷において供述する第三者である証人を証拠方法とするときには、証人尋問を申し出る書面（証人尋問申出書（特施規 § 58）、審判請求書、答弁書等）において、当該証人を特定するため、氏名、職業及び住所などを明示するとともに、尋問事項書を特許庁、証人及び相手方の数に応じて提出する必要がある（特施規 § 58 の 2）。

6. 鑑定人（→35—12）

審判官の知識経験を補充するために、特別の学識経験に基づき審判廷において意見を述べる第三者である鑑定人を証拠方法とするときには、鑑定人の指定は合議体が行うので（特 § 151→民訴 § 213、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）、必ずしも当事者が鑑定人を指名する必要はないが、当事者が鑑定人を指名しているとき（注）、鑑定の申出書（特施規 § 60⑤、様式 65 の 19、様式 65 の 20）において、当該鑑定人を特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示する必要がある。

鑑定人の指名の有無にかかわらず、鑑定の申出をするときは、鑑定事項書を提出する必要がある（特施規 § 60①、⑥、様式 65 の 21、様式 65 の 22）。

（注） 相手方の同意が得られ、合議体も適当と認めたときには、当事者が指名した鑑定人が指定されることになる。

7. 鑑定証人

特別の学識経験により知り得た事実を審判廷において供述する第三者である鑑定証人のとき、当該尋問には証人尋問の規定が適用される（特施規 § 60 の 7）。

鑑定証人のときには、鑑定証人尋問を申し出る書面において、当該鑑定証人を特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示するとともに、鑑定証人尋問事項を記載した書面を特許庁、証人及び相手方の数の数に応じて提出する必要がある。

8. 当事者尋問

他に証拠方法がないとか、他の証拠方法だけでは十分に事実確定ができないときなどに、補充的に、自己が認識した過去の事実及び状態を審判廷において供述する当事者本人、その法定代理人、又は当事者である法人若しくは団体の代表者を証拠方法とするとき、その手続は証人尋問に準ずる（特施規 § 59 の 2、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。

尋問を申し出る書面において、尋問を受ける当事者本人などを特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示するとともに、当事者尋問事項を記載した書

面を特許庁、証人及び相手方の数の数に応じて提出する必要がある。

なお、参加人の場合も当事者に準じた取扱いを行うのが適当である。

9. 検証（→35—06）

- (1) 審判官が五感によって直接に性状、現象を検する物件、すなわち検証物を検証するときには、検証をする場所が特許庁審判廷である廷内検証と、審判廷外である廷外検証とがある。

検証物が提出されたときには、検証が特許庁審判廷で行われることになる（廷内検証）。

検証物が提出できないものであるとき、その他必要があるときには、検証がその検証物の所在場所にて行われる（廷外検証、実地検証、又は現場検証などともいう。）。この場合には、検証を申し出る書面（検証申出書（特施規 § 62 実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）、審判請求書、答弁書など）において、検証物を特定するため、検証物の所在場所が明示されていなければならない。

- (2) 検証の申出は、目的物である検証物を表示して行う必要があり（特施規 § 62、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、民訴規 § 150）、検証物の提示又は送付については、書証についての民事訴訟法の規定が準用される（特 § 151→民訴 § 232①、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④、民訴規 § 151）。

検証の申出をした当事者は、検証物を特定するのに必要な図面又はひな形若しくは見本を（ひな形又は見本のときは、それに図面又は説明書を添付して）特許庁及び相手方の数に応じた数だけ提出しなければならない（特施規 § 50②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。

- (3) 検証の際には、検証の申出をした当事者が検証物について具体的に指示説明をする必要があるので、その用意があるか否かに留意する。
- (4) 検証物及びそのひな形、見本などには、申出をした者が請求人、被請求人、又は参加人のいずれであるかによって、検甲、検乙、又は検丙を頭に付し、提出順に第何号証であることを標記する。
- (5) 検証の申出には、同時に行うべき証人尋問や鑑定人立会いの申出が伴っていたり、見取図や写真などが証拠として提出されたりすることが多いので、検証を行う前提として、これらの申出や提出の手續の不備についても注意する。

10. 証拠方法の採用及び補充

- (1) 「証拠方法は追って提出する。」旨の申出がある場合であって、相当の期間経過後も提出がないときは、証拠方法の補充を命じることなく、そのまま審決した例もある。相当の期間とはその事件によって異なるが、1月から3月程度が普通であろう。
- (2) 証拠の提出に関する補正命令に対して、相手方が応じなかったときは、手続を却下するか、又は証拠の提出を認めないで審理を進めるなど、合議体の判断するところによる。
- (3) 証拠方法の補充が要旨変更となり、認められないこともある。

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. 11)

【様式 1】 【証拠説明書の見本】

証 拠 説 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

2 請求人

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

氏名（名称） 特許株式会社

代表者 審判 太郎

3 代理人

（識別番号 1 0 0 X X X X X X）

住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

電話番号 0 3 － 〇 〇 〇 〇 － 〇 〇 〇 〇

~~ファクシミリ番号 0 3 － 〇 〇 〇 〇 － 〇 〇 〇 〇~~

氏名（名称） 弁理士 特許 一郎

4 証拠の説明

号証	標目	原本・写 しの別	作成年月日	作成者	立証の趣旨
甲 1	A B C 0 0 1 部品図面	写し	令和〇〇年〇 〇月〇〇日	〇〇社開発 課特許太郎	A B C 0 0 1 部品 の構造
甲 2	〇〇社製品 カタログ	原本	令和〇〇年〇 〇月〇〇日	〇〇社営業 部	A B C 0 0 1 部品 の不特定多数への

					販売
甲 3	注文伝票	原本	令和〇〇年〇 〇月〇〇日	× × 社 資 材 課	A B C 0 0 1 部 品 の取引状況
甲 4	請求書	写し	令和〇〇年〇 〇月〇〇日	〇 〇 社 営 業 部	A B C 0 0 1 部 品 の取引状況

5 添付書類又は添付物件の目録

なし

(注) 証拠（甲第 1 号証等）は、通常、審判請求書等、それぞれの書類の添付書類として提出される。

~~—(改訂 R5.12)—~~

37—02 P U D T

審尋

1. 審尋

審判長は、審判の種類（拒絶査定不服審判、無効審判等）、審理の方式（書面審理、口頭審理）を問わず、口頭や文書により、当事者及び参加人を審尋することができる（特 § 134④、実 § 39④、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

- (1) 請求書の方式調査にあたり、当事者の手続意思を確認するために審尋することができる（→21—02）。
- (2) 当事者等の主張などを明確にする必要があるとき、例えば、補正・訂正が適法か疑義があるとき、主張の根拠を明確にしたいとき、技術常識・周知技術を確認したいときなどは、審尋することができる。
- (3) 特許の拒絶査定不服審判において、審判請求と同時に補正があったときは、審査官による前置審査（特 § 162）に付され、特許査定されるときを除き、補正の適法性、発明の特許性等を含む審査の結果が記載された報告書（特 § 164 ③）が提出される。合議体は、かかる報告書に基づいて請求人の見解を求めることが必要と認められるときは、報告書を利用して審尋することができる。

2. 審尋の形式

審尋は「審判に関し」することができ、口頭又は文書により行われる。

文書により審尋するときは、審判長名の審尋書（様式 1）による。

また、審尋の際にウェブ会議システム（→35—01 の 10.）や電子メール等を利用することができる。その場合、面接記録、応対記録を作成する。

なお、口頭審理に関し、特施規 § 52 の 2①には、「審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる」と、特施規 § 52 の 2②には、「陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をする

ことができる」と規定されている。

3. 審尋に応じない場合の取扱い

審尋に対して当事者等が応答しないときは、そのまま審理を進め、応答しないことを理由として却下の審決・決定をしたり、あるいはその当事者等に不利な結論を出してはならない。

4. 証言拒絶についての審尋

特 § 151（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）において、民訴 § 199①「第 197 条第 1 項第 1 号の場合を除き、証言拒絶の当否については、受訴裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。」を準用しているから、審判での証人尋問において、証言拒絶について、審尋することがある。

（参考）

特許異議の申立てにおける審尋（→67—05 の 5.（2））

商標登録異議の申立てにおける審尋（→66—04 の 4.（3））

（改訂 R5. 12）

（訂正 R7. 11）

(様式 1)

審 尋

審判請求の番号	不服 2 0 X X - 1 2 3 4 5 6
(特許出願の番号)	(特願 2 0 X X - 1 2 3 4 5 6)
起案日	令和 年 月 日
審判長 特許庁審判官	〇〇 〇〇
審判請求人	〇〇〇〇株式会社 様
代理人	〇〇 〇〇 (外 4 名) 様

この審判事件について、下記の点に対する回答書（下記の趣旨に添う上申書）を、この審尋の発送の日から 日以内に提出してください。

記

A large rectangular area for writing, defined by a vertical line on the left and a horizontal line at the bottom. The interior is filled with a grid of small circles, arranged in 3 rows and 30 columns.

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判部第〇〇部門 審判官 XX XX

電話 03(3581)1101 内線 XXXX ファクシミリ () メールアドレス
XXXX@jpo.go.jp

47—02 P U D T

審判の費用の額の決定

1. 一般事項

- (1) 審判に関する費用の額は、請求により特許庁長官が決定する（特 § 169⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

その額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合であって、記録上、費用負担額が明らかなきときは、催告をするには及ばない（特施規 § 50 の 8①）。

- (2) 請求は、当該審決又は参加許否の決定の確定後であって、その審判記録が保存されている期間内にしなければならない。

- (3) 審判の費用の額の決定を請求する者は、様式 1 による審判費用額決定請求書に様式 2 による費用計算書及び費用の額の疎明に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない（特施規 § 50 の 7、民訴規 § 24②）。

- (4) 請求があったときは、審判書記官がその事務を行う。

2. 請求書の方式審査

請求があったときは、その事件の記録を工業所有権情報・研修館から借り受け、請求書の必要的記載事項につき、記録との照合を行い、不備の有無を審査して、不備があるときは次の区分に従い却下理由通知又は補正命令の手続をする。

- (1) 費用の負担につき、審決の結論と請求書における申立てとの照合不一致のものは、審決の結論と一致させるよう補正を命じる。

- (2) 請求人及び相手方の住所及び氏名

不備があるものについては、補正を命じる。

- (3) 代理人があるときは、その委任状

委任状（ただし、当該事件について授權があるものを除く。）のないものは、補正を命じる。

(4) 費用計算書につき、相手方の数に相当する部数の副本の提出の有無

部数不足のときは、補正を命じる。

(5) 費用計算書の請求項目が費用の範囲（→47—03）を越え、又は請求価額が所定の額を超えるときは、補正を命じる。

(6) 事件の確定の有無

事件が係属中のときは、却下理由を通知し手続却下する。

3. 催告書の作成、送達

(1) 請求書の方式が完備したときは、様式3による催告書を作成し、決裁を得た上、請求書計算書及び費用額を疎明する書面の各副本を添えて相手方に送達し、事情を考慮して適宜期間を指定して意見書提出の機会を与える。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなとき（例えば、商標登録取消審判における手数料のみの請求など）は、この限りでない（特§169②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§25①）。

(2) 催告に対し相手方が意見を提出したときは、その副本を請求人に送達したのち、請求人の費用計算書及び相手方の意見書を基礎として審判の費用を計算し、相手方が意見書を提出しないときは、請求人の費用計算書のみを基礎として計算し、決定する（特§169②、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§25②、特施規§50の8）。

4. 審判の費用の額の決定

費用の額が決定したときは、様式4による審判の費用の額の決定書を作成し、決裁を得たのち、その謄本は割印して認証の上、当事者に送達する。

（改訂 R25. 12）

（訂正 R7. 11）

様式 1

審判費用額決定請求書

(令和〇〇年〇〇月〇〇日)

特許庁長官 殿

1. 審判の番号

無効 2 0 〇 〇 — 8 0 0 〇 〇 〇

2. 請求人（審判請求人）

住所

名称

3. 代理人

住所

氏名

4. 被請求人（審判被請求人）

住所

名称

5. 請求の趣旨

上記審判事件について、〇〇年〇〇月〇〇日付け審決があったので、審判費用計算書のと通りの費用額の決定を求める。

6. 添付書類の目録

(1) 審判費用計算書	通
(2) 費用額を疎明する書面	通
(3) 審決書謄本の写し	通
(4) 審判費用額決定請求書副本	通
(5) 委任状	通

様式 2

審判費用計算書

事件の表示

無効 2 0 〇 〇 — 8 0 0 〇 〇 〇

請求額 5 6 , 5 0 0 円

(内訳)

- | | | |
|-----|-------------------------|-----------------|
| 1 . | 審判請求書貼付印紙代 (審判手数料) | 5 5 , 0 0 0 円 |
| 2 . | 審判請求書その他の書類の作成及び提出費用 | |
| | (基本額 + 加算額 + 加算額) × 〇 | 1 , 5 0 0 円 |

様式 3

催 告 書

令和 年 月 日

相手方（審判（被）請求人）

○○○○○○○○

殿

特 許 庁 長 官

無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇

請求人（審判（被）請求人）

住 所

氏 名

請求人代理人弁理士

住 所

氏 名

相手方（審判（被）請求人）

住 所

氏 名

上記事件に関し、審判（被）請求人から審判の費用の額の決定を求める申立があり、別紙計算書を提出されましたので、この催告書発送の日から 6 0 日以内に意見書を提出してください。

なお、期間内に意見書を提出されないときは、請求人（審判（被）請求人）が提出した資料のみを基礎として決定をすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

以 上

この催告に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

特許庁審判部審判課 特許侵害業務室審判書記官室 ○○ ○○

電話 03(3581)1101 内線 xxxx

様式 4

無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇

審判の費用の額の決定

請求人（審判（被）請求人）

住 所
氏 名

請求人代理人

住 所
氏 名

相手方（審判（被）請求人）

住 所
氏 名

請求人から、審判の費用の額の決定の請求があったので、請求を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

令和〇〇年〇〇月〇〇日の審決によって相手方が負担すべき審判の費用の額は、別紙計算書のとおり、〇〇, 〇〇〇円と決定する。

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示）

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記1及び2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇特許〇
令和 年 月 日

特 許 庁 長 官 氏 名 印

この決定に関するお問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。
特許庁審判部審判課 特許侵害業務室審判書記官室 〇〇 〇〇
電話 03(3581)1101 内線 xxxx

51—21 P U D T

無効審判審決後の手続

1. 審決取消訴訟の提起

無効審判の審決に不服の者は、審決の取消しを求めて審決取消訴訟を提起することができる（特 § 178②、実 § 47①、意 § 59①、商 § 63①）。

(1) 訴訟当事者

無効審判の当事者（請求人又は被請求人）、参加人、又は当該審判に参加を申請して拒否された者は、訴訟を提起することができる。

無効審判の相手方当事者（被請求人又は請求人）が被告となる。被告は、応訴をしなければ、訴訟において自白が擬制され、審決を取り消す旨の判決がされる場合がある。

(2) 出訴期間

出訴は、無効審判の審決の謄本の送達があった日から 30 日以内にすることができる。この期間は不変期間である（特 § 178③、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。

遠隔又は交通不便の地にある者については、審判長の職権で附加期間（国内居住者は 15 日、在外者は 90 日）が与えられ、審決の送達とともに告知される（→25—04 の 4. ）。

(3) 裁判管轄

無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う（特 § 178①、実 § 47①、意 § 59①、商 § 63①、知的財産高等裁判所設置法 § 2）。

2. 審決取消訴訟の判決と無効審判の再係属後の審理

(1) 審決を維持する旨の判決（請求棄却判決）が確定したとき

裁判所が請求を理由がない（無効審判の審決に違法性はない）と認めて請求

を棄却する判決をしたときは、その判決の確定時点で審決も確定するから、その後の審判の審理は行われない。

(2) 審決を取り消す旨の判決（請求認容判決）が確定したとき

裁判所が請求を理由がある（無効審判の審決に違法性がある）と認めるときは、請求を認容して審決を取り消す旨の判決がされる（特 § 181①、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。審決を取り消す旨の判決が確定したときは、依然として無効審判事件に対する行政処分（審決）がされていない状態になるから、無効審判事件は特許庁に再係属し、合議体は更に審理をする（特 § 181②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。

確定判決は当該事件について特許庁を拘束するため（行訴 § 33①）、合議体は、当該確定判決で示された結論（判決主文）と、その結論の導出に必要な事実認定及び法律判断として判決理由中に記載された事項とにしたがって、再度の審決をする。ただし、別の理由で同一の結論の審決をすることは妨げられない。

(3) 再係属後の審理

審決は請求項（指定商品又は指定役務）ごとに可分な行政処分であり、判決もこれに対応してなされ、確定する。どのような結論の審決を取り消す判決が確定したのか、また、審決の取消しの判決がどの部分について確定したのかに応じて、以下のように審理を進める。なお、再係属後では、口頭審理は必要と認めるときにのみ行えばよい。

ア 再係属後の審理開始までの手続（特許）

(ア) 権利を維持する審決を取り消す判決が確定したとき

権利を維持する審決を取り消す判決が確定して無効審判が特許庁に再係属するときは、その判決の確定の日から 1 週間以内に、被請求人（特許権者）は訂正の請求のための指定期間を求める申立てをすることができる（特 § 134 の 3、特施規 § 47 の 6 様式 63 の 6）。

審判長は、申立てがあつたときは、被請求人に対して訂正の請求をするための指定期間（標準 10 日（在外者 10 日）→25—01.2）を与えることができる（特 § 134 の 3）。指定期間を与えるか否かは審判長の裁量権の範囲であり、必ず指定期間が与えられるものではないが、審決後に訂正の機会がない

ことに鑑みれば、審決までの訂正の機会是被請求人に有効に利用されるべきである。したがって、訂正をせずとも権利を維持する審決をできるとき（例えば、権利を維持する審決が取り消された理由が単なる手続違背等であったとき、再係属の無効審判において手続違背を除去した後に再度の権利を維持する審決をできるとき等）を除いて、申立てを認めて指定期間を与えることとし、審理再開通知等にその旨を記載する。

ここで、合議体が特に答弁書の提出を促すことが必要と認めるときは、訂正の請求のための指定期間を通知する際に、答弁を促す旨を記載する。

(イ) 取消判決が一群の請求項のうち一部の請求項について確定したとき

「一群の請求項」のうち一部の請求項について出訴され、審決を取り消す判決が確定したとき、その他の部分の請求項についての審決は取り消されずに未確定のまま残された状態にある。一群の請求項については一体的に取り扱うが、この状態では審決が未確定のまま残されている部分について、併せて審理をすることができない。そのため、審理を再開するにあたっては、審判官は当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない（特 § 181②）。この場合、審理再開通知等において、審決を取り消す部分を記載する。

イ 審決をするのに熟すまでの手続

(ア) 権利を維持する審決を取り消す判決が確定したとき

合議体は取消判決に拘束されるから、例えば審決において無効理由を構成しないと判断した理由について、審決に示された判断が誤りである旨の判断が判決で示されたときは、通常は、権利を無効にする審決をする。ただし、特許においては、上記ア(ア)の指定期間内に訂正請求書が提出された場合には、その訂正により当該無効理由を解消しているかについて審理する。

審理の結果、その訂正により当該無効理由を解消していないと認めるときは、請求人に反論の機会を与える必要はなく、審決をするのに熟したと判断できる。その後の手続については、以下ウを参照。

一方、その訂正が訂正要件を満たしており、かつ、当該無効理由を解消していると認めるときは、訂正請求書及び訂正明細書等を請求人に送達して反論の機会を与える。

他方、被請求人が特 § 134 の 3 に基づく申立てをしなかったとき、又は、特許において、上記ア(ア)の指定期間内に訂正請求書が提出されなかったときは、審決をするのに熟したと判断できる。

(イ) 権利を無効にする審決を取り消す判決が確定したとき

このときには、合議体は判決に拘束されて、通常は権利を維持する審決をすることになるから、被請求人に訂正の機会（特許）や答弁書を提出する機会を与える必要はなく、また、請求人にも改めて弁駁書を提出する機会を与える必要もない。

一方、例外的ではあるものの、判決を踏まえると、先の審決では成立すると判断しなかった別の無効理由が成立すると合議体が判断する場合等においては、判決の拘束力の範囲に属しない限りにおいて、別の理由で再度の権利を無効にする審決をすることは可能である。合議体が、原審決において採用した無効理由以外の無効理由について請求人に主張立証させることが適切と考えるときは、弁駁の機会を与えてもよい。しかし、原審判において主張立証が尽くされていないと認められる場合に限ることとし、また、既に判決から十分な時間が経過していることから、弁駁指令の応答期間はごく短いものとして差し支えない（→25—01.2）。

ウ 審決をするのに熟した後の手続（特許）

再係属後に初めて審決をするのに熟したときは、原則として審決の予告をする（特 § 164 の 2①、特施規 § 50 の 6 の 2 二）。このとき、審決の予告と審決のいずれとするかについては、審理を開始してから最初に審決をするのに熟したときと同じである（→51—17 の 3.）。

3. 訴訟当事者が無効審判の当事者又は参加人の一部のみである場合の取扱い

(1) 権利が共有されているとき

ア 権利を無効にする審決に対する訴え

権利を無効にする審決に対して、共有者の一部のみが原告となって審決取消訴訟を提起することができる。この場合、審決は、共有者全員との関係において確定せず、審決を取り消す判決が確定したときには、その効力は原告にならなかった共有者にも及ぶ（行訴 § 32①）から、共有者全員に対して審判を再開

する（→2.）。

（参考）最二小判平 14. 2. 22（平 13（行ヒ）142 号）

最一小判平 14. 2. 28（平 13（行ヒ）12 号）

最二小判平 14. 3. 25（平 13（行ヒ）154 号）

イ 権利を維持する審決に対する訴え

権利を維持する審決に対する、共有者の一部のみを被告とする審決取消訴訟は、不適法な訴えであるとして却下され（特 § 132②、実 § 41→特 § 132②、意 § 52→特 § 132②、商 § 56①→特 § 132②の類推適用）、審決は確定する。

（参考）最高裁判所判例解説 民事篇 平成 14 年度（上） 第 204～238 頁

(2) 無効審判の請求人側が複数いるとき

ア 権利を無効にする審決に対する訴え

権利を無効にする審決に対する、請求人側の当事者又は参加人（→51—05 の 3.（1））（以下「請求人側当事者等」という。）の一部を被告としない審決取消訴訟は、出訴期間が経過すると、被告でない請求人側当事者等との関係で権利を無効にする審決が確定し、その結果、対世的に、権利が初めから存在しなかったものとみなされることができ（特 § 125、実 § 41→特 § 125、意 § 49、商 § 46 の 2）、訴えの利益を欠く不適法なものとして却下され得る。その場合、審決は確定し、審決の確定日は、上記取消訴訟の却下が確定する日とされる。

（参考）知財高判平 30. 12. 18（平 30（行ケ）10057 号）

イ 権利を維持する審決に対する訴え

権利を維持する審決に対して、請求人側当事者等の一部のみが原告となって審決取消訴訟を提起することができる。

この場合、出訴期間が経過すると、審決は、原告にならなかった請求人側当事者等との関係において確定するが、原告になった請求人側当事者等との関係において確定しない。そして、権利を維持する審決を取り消す判決が確定した場合には、原告となった請求人側当事者等との関係のみで審判を再開する（→

2.) 。

(参考) 最一小判平 12. 1. 27 (平 7 (行ツ) 105 号)

最二小判平 12. 2. 18 (平 8 (行ツ) 185 号)

東高判平 15. 10. 16 (平 13 (行ケ) 356 号)

また、権利を維持する審決を取り消す判決が確定した場合に、原告にならなかった請求人側当事者等については、権利を維持する原審決の確定に伴う一事不再理 (→30—02) の効力が働くため、再開した審判への参加も認められないことがある。ただし、特許権者から訂正請求があった場合などであって、請求人側当事者等が主張する無効理由が、同一事実及び同一証拠 (→30—02 の 3.) に基づくものといえなくなり、一事不再理の効力が働かなくなったときは、参加が認められる場合もある。なお、一事不再理の効力が働くか否かによらず補助参加 (→51—05 の 3. (2)) は認められる。

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. 11)

51—22 P

特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い**1. 特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い**

無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、同一の権利に係る訂正審判を請求することができない（特 § 126②）。

しかし、「無効審判が特許庁に係属した時」は、審判請求書の副本が被請求人に送達された時であるから（→54—03）、無効審判が請求され請求書副本が被請求人に送達される前に、訂正審判が請求されたときには、無効審判と訂正審判が特許庁に同時に係属することとなる。

このとき、無効審判と訂正審判の審理を迅速・的確に行うためには、両審判を関連的に把握し、審理する必要がある。

2. 同一合議体による審理

訂正審判と無効審判は上級審・下級審の関係になく、また別事件であるので、前審関与（→12—04）は問題とならない。このため、無効審判と訂正審判の審理は、原則として、同一合議体が行う。

3. 無効審判と訂正審判が同時係属するときの扱い**(1) 原則として無効審判を優先**

訂正審判（特 § 126）と無効審判（特 § 123）が同時に特許庁に係属しているときは、原則として無効審判を優先して審理する。

なお、一方の審判の審理を優先したときは、必要に応じて他方の審判の審理を中止し（特 § 168①）、当事者に対して中止通知を行う。

このようにする理由は、(ア)無効審判の係属中は無効審判手続の中でそれまでの全事情を考慮して訂正の請求をすることが可能であり、その訂正の請求を

審理することが権利者の意図に沿う、(イ)当事者対立構造の無効審判においては請求人が訂正の請求についての反論を述べることができ、よりの確な審理に資する、ということによる。これにより、以下のような事例が生じることを防ぐことができる。

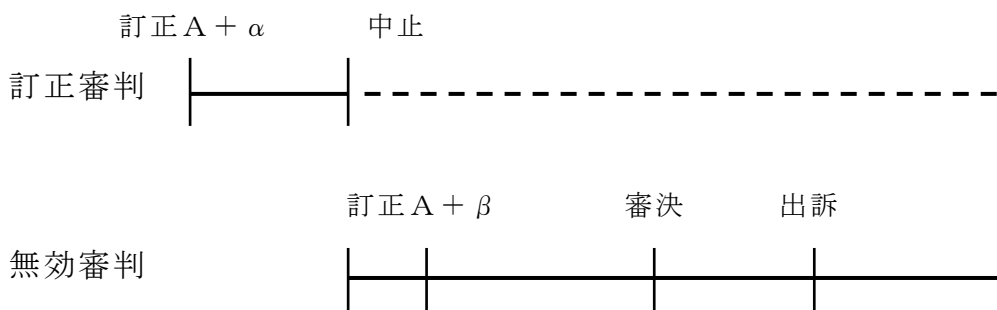
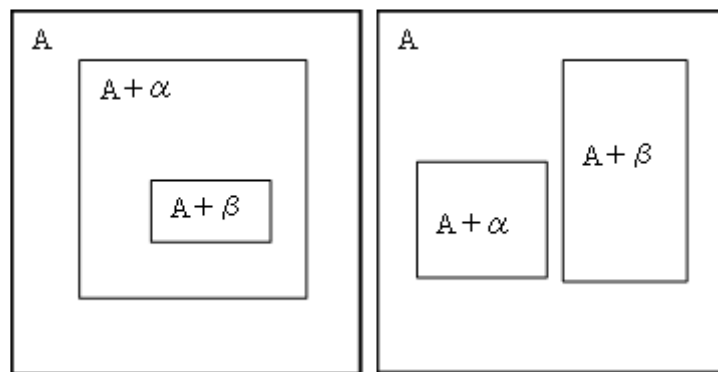
下図において、図 1 の場合は、訂正審判による訂正 $A + \alpha$ は無効審判に必要な訂正 $A + \beta$ により減縮されるから、訂正審判を行う必要性に乏しい。また、図 2 の場合は、訂正 $A + \alpha$ が確定すると、訂正 $A + \beta$ を行うことはできない。

事例

特許発明 A

図 1

図 2



(2) 訂正審判を優先して審理するとき

他方、権利者が答弁書中で、訂正審判の訂正内容で十分に無効理由に対抗し得るため、訂正審判を先に審理すべき旨を主張している場合などにおいて、合議体がその方が妥当であると判断したときは、訂正審判の審理を優先する（ただし、権利者が訂正審判を先に審理すべき旨を主張しても、訂正審判の訂正内容が明らかに認容できないときや、訂正審判の結果に関係なく明らかに無効審判の請求が成り立たないと認められるときは、無効審判を優先して審理す

る。) 。

また、訂正審判の審理終了間際に無効審判が請求された場合のように、既に訂正審判の審理が相当程度進捗しているときも、訂正審判の審理を優先して差し支えない。

4. 後続の審判の審理

原則として、優先して審理した審判の審決が確定した後に速やかに他方の審判の審理を続行する。その際、以下の点に留意する。

- (1) 無効審判を優先して審理したときにおいて、権利を無効にする審決が確定したときは、訂正審判の請求は不適法なものとして審決をもって却下する（特 § 135）（参考：最三小判昭 59. 4. 24（昭 57（行ツ）~~第~~27 号））

また、無効審判中の訂正の請求を認容して権利を維持する審決が確定したときは、原特許を前提とする訂正審判の請求の内容が訂正確定後の特許と整合せず、訂正要件を満たさないことがある点に注意する。

- (2) 訂正審判を優先して審理した場合において、訂正を認める旨の審決が確定し、これにより無効審判の対象に変更が生じたときには、当該訂正の内容を無効審判の請求人に通知し（→様式 1）、審判の対象となる訂正された後の特許について、無効審判の請求人に相当の期間を指定して意見を申し立てるための弁駁機会を与える（特施規 § 47 の 3）。

その弁駁機会までに特許権者が無効審判中の訂正の請求を行わなかった場合において、弁駁機会に無効審判の請求人が請求の理由の要旨を変更する補正をしたときは、特 § 131 の 2②一（訂正の請求により必要となった補正）の規定ではなく、特 § 131 の 2②二（当初不記載の合理的理由・被請求人（特許権者）の同意）の規定に基づいて、要旨変更補正の許否を決定する（そもそも訂正の請求が存在しないこと、及び、無効審判の請求前に訂正審判を請求していたものであるため、請求人が訂正の請求に応じた新たな無効理由を提示することに被請求人が当然に同意しているとは擬制できないことから、このように取り扱う）。

- (3) 訂正審判を優先して審理し、訂正が認められない旨の審決がされ、その審決取消訴訟が提起されたときも、当事者対立構造の無効審判において訂正の是非

と特許の有効性の判断を迅速・的確に行うとの観点から、訂正審判の審決の確定を待たずに、無効審判の審理を進める。

(改訂 R1. 6)

(訂正 R7. 11)

様式 1

訂正を認める審決の確定を請求人に知らせる通知書

訂正を認める審決の確定の通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 審 判 長

審判請求の番号 無効〇〇〇〇－〇〇〇〇
(特許の番号) (特許第 号)
請求人 様
代理人弁理士 様

本件について下記のとおり通知します。本件特許無効審判事件について意見等があれば、本書発送の日から 30 日以内に提出して下さい。

記

本件特許第 号に係る発明の明細書等について、訂正の審判請求
(訂正 ー) があり、令和 年 月 日訂正することを認める審決
がなされ、令和 年 月 日審決が確定しました。

58—10 P U D T

裁判所からの鑑定の嘱託

1. 制度の概要

裁判所から特許庁に特許発明の技術的範囲等について鑑定の嘱託があったときは、特許庁長官は、3名の審判官を指定してその鑑定をさせなければならない（特 § 71 の 2、実 § 26、意 § 25 の 2、商 § 28 の 2）。

2. 鑑定内容

鑑定を行う内容は、基本的には、特 § 71 の 2、実 § 26、意 § 25 の 2、商 § 28 の 2 に規定された以下の(1)～(3)についてである。

- (1) 特許発明・登録実用新案の技術的範囲についての鑑定（特 § 71 の 2（実 § 26））
- (2) 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての鑑定（意 § 25 の 2）
- (3) 商標権の効力についての鑑定（商 § 28 の 2）

いずれの場合も、3名の審判官により合議を行い、審判長が事務を総理する。

3. 鑑定料及び鑑定の説明のための旅費について

(1) 基本的考え方

鑑定は、裁判の立証過程において必要があるとき、民事訴訟法の規定に基づいて行われていることであり、その鑑定に必要な費用は、当事者が支払うこととされている。

参考：民事訴訟費用等に関する法律

納付義務（民訴費法 § 11）、証人の旅費の請求等（民訴費法 § 18）、説明者の旅費の請求等（民訴費法 § 19）、調査の嘱託をした場合の報酬の支給等（民訴費法 § 20）

したがって、特許庁が行う鑑定に関しても、鑑定料及び鑑定に対する説明の際の旅費は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従って支払いを受けるもの

とする。

なお、裁判官が職権で鑑定を嘱託するときには、裁判所が定める者（当事者）が費用を支払うことになっている。

(2) 具体的運用

ア 鑑定料については、判定の料金（40,000 円／1 件）と同様とする（※）。

（※） 料金の計算にあたっては、特許権 1 件に対するイ号 1 件の鑑定を鑑定事項 1 件とし、鑑定事項 1 件の料金を 40,000 円とする。したがって、例えば、2 つの特許権に対して、イ号、ロ号、ハ号の 3 つの全ての組合せについて鑑定を求める場合は、鑑定事項は 6（2×3）件となるので、料金は以下の計算となる。

$$40,000 \text{ 円} \times 6 = 240,000 \text{ 円}$$

イ 鑑定の説明を求められたときの旅費は、「民事訴訟費用等に関する法律」に従って裁判所から支払われる費用を使用することとする。したがって、特許庁からの旅費の支給は受けない。

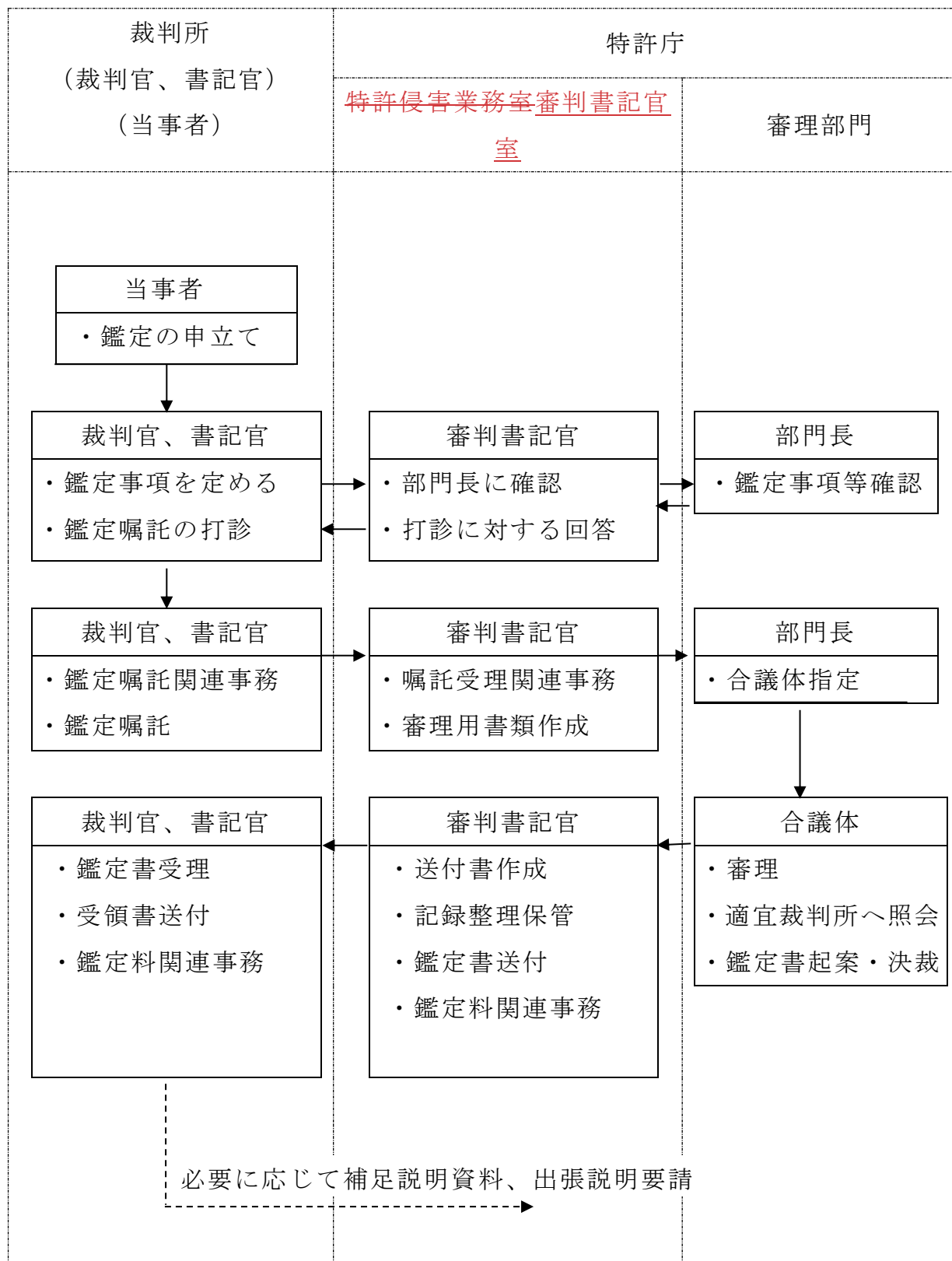
4. 鑑定嘱託書の管理について

鑑定嘱託書は、審理番号を付して管理する。

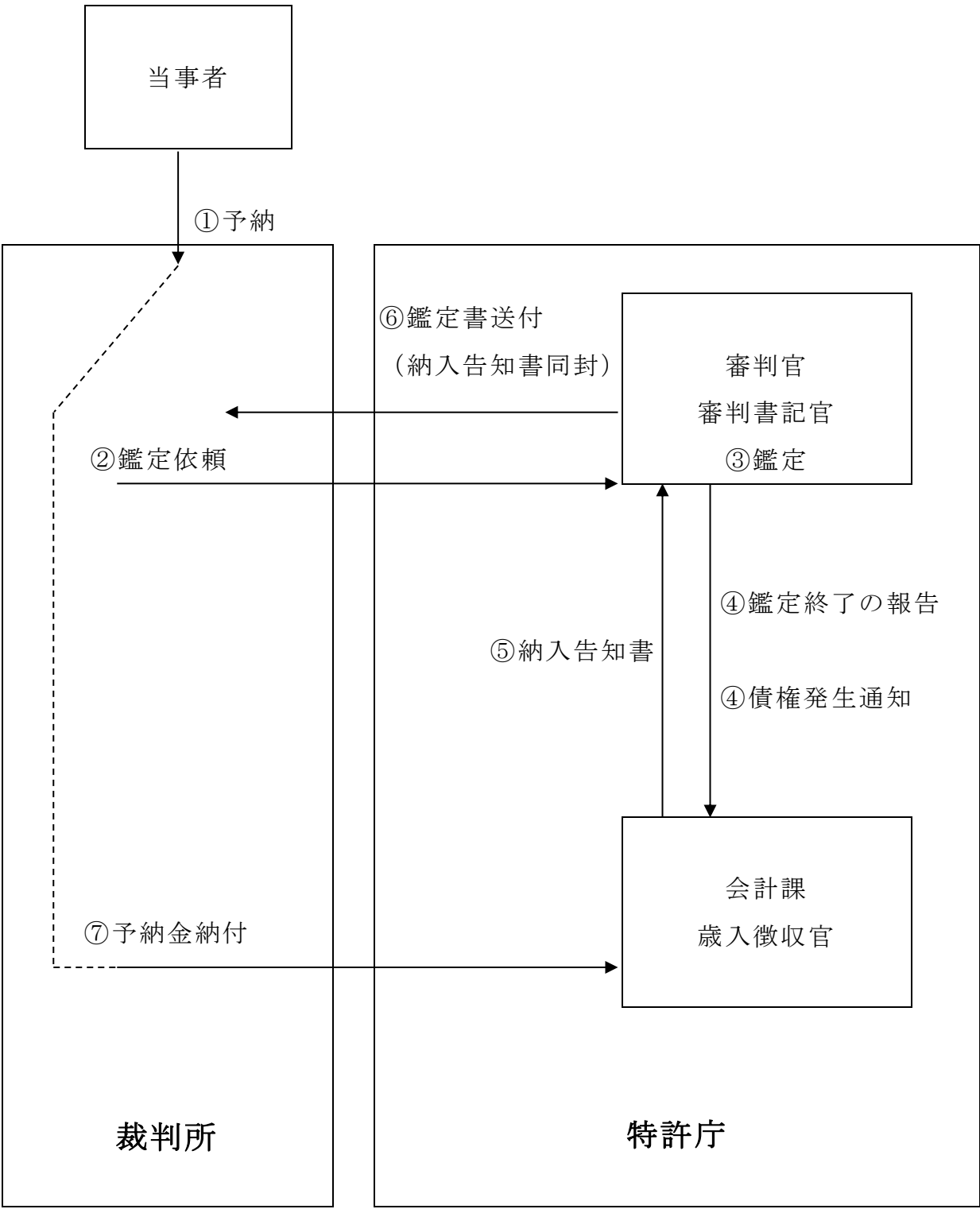
（鑑定〇〇〇〇－99〇〇〇〇号）
 └───┬───┘

西暦 年ごとの通番

鑑定に係る業務フロー概略



鑑定料に係るフロー図



(注) ①～⑦は、手続の流れの順番であり、同じ番号は、同時に行うものである。

(改訂 R5. 12)

(訂正 R7. 11)

67—02 P

特許権者、特許異議申立人、参加人**1. 特許権者**

特許権が共有に係るものである場合は、共有者の全員が特許権者である。

2. 特許異議申立人

特許異議の申立ては、利害関係人に限定されず「何人も」することができる（特 § 113）。具体的には、自然人、法人及び法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるもの（特 § 6①二）が該当する。ただし、匿名では特許異議の申立てをすることはできない（特 § 115①一）。

なお、特許異議申立人が死亡したときや合併により消滅したときは、申立てについての地位を承継することはできない（→22—01、26—01）。

（参考裁判例）（平成 7 年 12 月 31 日以前の付与前異議のもの）

「異議申立制度は、利害関係の有無にかかわらず何人でも異議の申立ができるものとすることによって、商標登録出願の審査の過誤を排除し、その適正を期するという公益的見地から設けられたものであって、異議申立人たる会社が合併により消滅したときは、それによって異議申立は失効し、異議申立人たる地位が合併後存続する会社に承継される余地はない。」

（最 二小高判昭 56.6.19（昭 53（行ツ）103 号））

3. 参加人（特 § 119→特 § 148）（→57—00～57—09）**(1) 参加できる者（→57—01）**

ア 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者であって、特許権者を補助する者は、審理に参加することができる（特 § 119①）。

特許権についての権利を有する者とは、例えば、専用実施権者、通常実施権者である。

イ 特許異議申立人側の参加は、規定がないため、認められない。

(2) 参加の効力 (→57—05)

参加人は、特許権者を補助するため、攻撃防御の方法の提出、その他一切の異議申立て手続をすることができる（特 § 119②→特 § 148）。

参加人には、特許権者と同様に関係書類が送付される。

なお、この章 67 において、「特許権者」とあるときは、特許権者を補助する目的の限りにおいて「参加人」を含む場合がある。

(3) 参加許否の決定 (→57—07)

(改訂 H30. 9)

(訂正 R7. 11)

70—00 P U D T

再審**1. 概要**

再審制度は、確定した取消決定、又は審決に対し、その特許（商標登録）異議の申立て、審判手続に重大な瑕疵があるときや、その判断の基礎となった資料に異常な欠陥があることが見過ごされていたとき等に、当事者等がその取消決定、又は審決の取消しを求める不服申立方法である。取消決定、又は審決が確定した後は、この取消決定、審決による解決が尊重されることが法的安定のため当然であるが、重大な瑕疵があっても例外を許さないとすることは、審理の適正さの要求と相容れないことになるので、同一審級において再度特許（商標登録）異議の申立て、又は審判を請求できることとしている。

2. 再審の請求

(1) 確定した取消決定、審決に対し、その取消決定、審決における当事者は、再審を請求できる（特 § 171①、実 § 42①、意 § 53①、商 § 57①）。確定した審決等には、審判の確定審決等に限らず再審の確定審決等も含まれ、再審理由があるときには再審の請求をすることができる。

なお、特 § 174③は特 § 132③を準用していないので、無効審判（延長登録無効審判を含む）の再審を請求するとき、共有者全員を請求人とする必要はない。

(2) 再審の請求については、民訴 § 338①、②及び § 339 が準用される（特 § 171②、実 § 42②、意 § 53②、商 § 57②）。再審事由は、次に掲げる事由に限られており、これ以外の事由、例えば、特許における進歩性判断の誤り等は、再審事由とはならない。

民訴 § 338

1 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上

告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したと。

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。

八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。

十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2 前項第四から七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

民訴 § 339

判決の基本となる裁判について前条第一項に規定する事由がある場合（同項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあっては、同条第二項に規定する場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。

- (3) 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる（特 § 172①、実 § 43①、意 § 54①、商 § 58①）。この再審は、審判の請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない（特 § 172②、実 § 43②、意 § 54②、商 § 58②）。
- (4) 再審の請求書には不服の申立てに係る審決（決定）の写しを添付しなければならない（特 § 171、特施規 § 50 の 12、民訴規 § 211①）。

3. 再審の請求期間

- (1) 取消決定、審決が確定した後、請求人が再審の理由を知った日から 30 日以内（出訴期間中の再審請求はできないことに留意）（特 § 173①、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。
- (2) 再審を請求する者の責に帰することのできない理由により前記期間内に請求できなかったときは、その理由が解消した日から 14 日以内。ただし、前記期間経過後 6 月以後は請求できない（特 § 173②、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。
- (3) 請求人が法律の規定により代理されなかったことを理由として再審請求するときは、請求人又はその法定代理人が、送達により取消決定、審決があったことを知った日から 30 日以内（特 § 173③、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。
- (4) 再審請求は、取消決定、審決確定日から 3 年経過した後は請求できない。ただし、再審理由が取消決定、審決確定後に発生したときは、その発生した日 の翌日 から 3 年以内ならば請求できる（特 § 173④、⑤、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。
- (5) 当該取消決定、審決が前にされた確定取消決定、審決と抵触することを理由とする再審の請求期間については（1）、（4）は適用しない（特 § 173⑥、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

4. 再審の審理

- (1) 審決却下すべきとき

例えば、以下のときは、不適法な再審の請求であって、その補正をすること

ができないから、審決又は決定をもってこれを却下する。

ア 再審の請求が確定審決又は確定取消決定に対するものではないとき（特 § 171 ①、§ 172 ①）

イ 再審の請求人適格に合致しないとき（特 § 171 ①、§ 172 ①、②）

ウ 再審の請求が可能な期間を徒過しているとき（特 § 173）

エ 当事者が当該再審の事由について審決取消訴訟又はその上告により既に主張していたとき、又はこれを知りながら主張しなかったとき（特 § 171 ②→民訴 § 338 ①柱書ただし書）

オ 再審の請求で主張されている事由が民訴法 338 条 1 項各号の再審の事由のいずれにも該当しないとき

(2) 再審の請求に理由がないとすべきとき

再審の請求が手続上適法にされており、申し立てられた再審の事由（民訴 § 338 ①各号）について審理した結果、再審の事由がないとの結論に達したときは、当該再審の請求を審決却下又は決定却下するのではなく、再審の請求に対し不成立の審決又は決定を行う。

[説明]

再審の訴えについての民訴法の規定では、再審の訴えが不適法である場合は、これを却下することとされ（民訴 § 345 ①）、再審の事由がない場合には、再審の請求を棄却することとされている（民訴 § 345 ②）。特許法においては、当該民訴法の規定を準用していないが、民訴法における場合と同様、再審の事由の有無について本案審理を行った場合に特 § 135 により審決をもって却下することは適当ではないため、上記 4. 又は 5. のとおり扱うこととする。また、こうした整理は、裁判例（知財高判平 20.5.28（平 19（行ケ）10407 号））においても説示されているところである。

なお、実用新案（実 § 42）、意匠（意 § 53）、商標（商 § 57）に関しても、同様である。

5. 審判の規定等の準用

(1) 再審の手続、審理には、審判及び特許異議の申立ての規定が準用される（特 § 174、実 § 45、意 § 57、§ 58、商 § 60 の 2、§ 61、§ 62）。

- (2) 民訴 § 348①（注）の規定は、再審に準用する（特 § 174⑤、実 § 45①、意 § 58①、商 § 61）。

（注）

民訴 § 348①

裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

6. 再審により回復した特許権等の効力の制限

- (1) 取り消し、若しくは無効にした特許等に係る特許権等が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願について再審により特許権の設定の登録があったとき、当該特許権等の効力は、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における、その特許に係る発明等の善意の実施等には及ばない（特 § 175、実 § 44、意 § 55、商 § 59）。
- (2) 取り消し、若しくは無効にした特許等に係る特許権等が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があった特許出願等について再審により特許権等の設定の登録があったとき、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に、善意にその特許に係る発明等の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明等及び事業の目的の範囲内において、その特許権等について通常実施権を有する（特 § 176、実 § 45、意 § 56）。商標については、審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に商標を使用した結果、再審の請求の登録の際に自己の商品を表示するものと広く需要者に認識されているときは、継続してその商標を使用する権利を有する（商 § 60）。

7. その他

(1) 再審の請求の予告登録

再審の請求があったときは、予告登録する（特登令 § 3 四）。拒絶査定不服審判に対する再審請求は、バインダー式帳簿（特登令 § 10②）による特許関係拒絶審決再審請求原簿（特登令 § 9）に予告登録する。当事者系審判及び異議申立に対する再審請求は、特許登録原簿に予告登録する。

(2) 再審の確定登録

再審の確定審決（決定）、再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正があったときは、原簿に登録する（特登令 § 16 二、十）。また、再審請求の取下げ、決定却下についても登録する。登録原簿等は上記(1)に記載のとおり。

(3) 特許公報への掲載

再審の請求又はその取下げ、確定審決（決定）（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）について、その旨を特許公報に掲載する（特 § 193②六、七）。

8. 参考裁判例

特許庁のした審決に判断遺脱があったと主張する事由は、その内容において原審決の結論に影響を及ぼさないから、この事由につき判断をしていないことが再審事由である判断遺脱に該当すると解する余地はなく、これを理由とする再審請求は不適法である（東高判平 1.10.12（平 1（行ケ）128 号））。

—
(改訂 R5.12~~+~~)

(訂正 R7.11)

78—00 P U D T

再審の事例

1. 再審請求時を基準として、その請求の適否を判断した事例（昭 37 再審 1 号、昭 37.7.11）

再審請求が不服を申し立てられた審決（以下、審決という。）の確定日前にされた場合、その請求は、再審請求の不変期間（特 § 173）内にされたものでないばかりでなく、再審の対象になり得ないもの（特 § 171 の「確定審決」でないもの）に対してされたものであるから、補正できない欠缺のある不適法なものとして、これを審決却下した。

2. 民訴 § 338①ただし書（旧民訴 § 420①のただし書）についての解釈を示し、この解釈によれば、原判決又は原審決が再審請求時に未確定で判決又は審決時に確定している場合でも、原告又は再審請求人が審決の確定前に不服の理由を知らながら、出訴をしないで再審の請求をしたことは、上記の規定に基づいて不適法なものとして却下を免かれないとした事例（東高判 [昭](#) 34.12.22（昭 33（ム）10 号）昭 37 再審 1 号、昭 37.7.11）。

民訴 § 338①ただし書の規定によれば、当事者が再審事由を知らながら、上訴によりこれを主張しなかったときは、この再審事由に基づいて再審の訴えを提起できないことが明らかであって、ここに上訴により主張しなかったということの中には、現実には上訴を提起したにもかかわらず、この上訴においてこれを主張しなかった場合のほかに、上訴によってこれを主張できたであろうのに、ついに上訴を怠った場合をも含むと考えるべきであるのは当然である。

しかるに、再審原告は判決正本の送達と同時に、その主張の各再審事由を知ったと解すべきこと、前に認定したとおりであるにもかかわらず、上訴の手段によって不服を申し立てなかったことは、弁論の全趣旨に徴して明らかであるところであるから、再審原告がこれらと同じ事由をもって再審の訴えを申し立てることは、

前記の規定によって許されないものといわなくてはならない。

3. 未確定の抗告審判の審決に対し、再審を請求すると同時に東京高裁にその取消しを求める訴えを提起し、事件がそれぞれ係属中である場合、上記 1. と同じ理由によって再審請求を却下した事例（昭 30 再審 1 号）

4. 原判決には重要な事項に関する判断遺脱の違法があり、したがって再審の訴えは理由があるものとし、次で本案審理をした結果、控訴審の判断は相当であり、本件上告は理由がないとした事例（昭 8（ヤ）10 号）

原判決は、送達証明書によって原審決の送達を昭 7.12.13 と認定し、昭 8.1.13 に提起された上告を期間経過後のもので不適法であるとして却下しているが、郵便局の配達証明書によれば送達が昭 7.12.14 であることは明らかであり、ひいては本件上告が法定期間内になされたことも明らかである。したがって原判決には重要な事項に関する判断遺脱の違法があるから、再審の訴えは理由がある。

本件上告は理由があるかどうかの本案審理をしたところ、確認審判では公知事実については当事者の申立てがなくても裁判の資料とすることができ、この公知事実を考慮に入れて発明の要旨を認定することは適法であり、上告理由がない。

（注）この判決の主文は旧民訴 § 428（民訴 § 348②）によって「本件再審ノ訴ハ之ヲ却下ス」となっているが、特許法などでは、この民訴の規定を準用しておらず、審判手続の規定をほとんど再審に準用しているので、その審決主文も、従来通例とする不服申立ての審判の審決に準じて「本件再審の請求は成り立たない。」とすべきであろう。

5. 印紙不貼による再審訴状却下の事例（昭 9（ヤ）8 号命令、昭 10.1.29）

6. 再審原告は、旧民訴 § 420①九（民訴 § 338①九）に該当する旨を主張しているが、実質上は原判決と異なる見解の下に原判決を非難しているに過ぎないとして再審の訴えを却下した事例（昭 31（ヤ）12 号、昭 33.6.10）

7. 実用新案登録出願及びその拒絶査定に対する抗告審判請求をA、B両名が共同して行い、続く上訴及び上告をAだけが行ったところ、上訴審及び上告審いずれも「右審決に対する不服の訴訟において審決を取り消すべきか否かは登録を受ける権利を共同して有する者全員に対し合一のみ確定すべきもので、その訴えは右権利者全員が共同して提起することを要するものと解すべきである。」との理由で旧民訴 § 62（民訴 § 40）を適用し、それぞれ、原告の訴えを却下し、上告を棄却したのに対し、再審原告は、原判決には判断違脱及び法令の解釈適用を誤った違法があると主張したけれども、この再審申立てに対する判決は、「本件再審訴状に記載するところは、前記判決に旧民訴 § 420①（民訴 § 338①）に掲げる事由があることを主張するものでないから、本件再審の訴えは不適法であって却下を免れない。」としている（昭 36（ヤ） 33、昭 36.10.27）。

8. 当事者が主張した事実に対する関係だけに判断違脱の問題が生ずるに止まるから、原審で主張しない事項について判断を加えなかったからといって、その判決に、判断違脱の違法があるとはいえない（昭 14（ヤ） 133、昭 15.2.2）。

9. 被告に対する訴状副本、期日呼出状、判決正本の送達がすべて補充送達の要件を欠くために無効であって、被告が審理に関与しないままに判決がされた事例で、送達報告書記載の送達日から二週間の経過をもって確定した外形を備えており、それを前提とした取扱いがされるおそれがあるときは、当該判決は「確定した終局判決」に該当する（高松高判平 12.11.27（平 12（ツ） 3 号）判例時報 1759 号 76 頁）。

10. 民訴 § 338①三の再審事由の有無について判断した事例

(1) 有効に訴状の送達がされなかったために、被告が訴訟に関与する機会が与えられないままに判決がされたときは、当事者の代理人に代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由がないから、民訴 § 338①三の再審事由が認められる（最一小判平 4.9.10（平 3（オ） 589 号）民集 46 卷 6 号 553 頁）。

(2) 訴状等の補充送達を受けた同居者と受送達者との間に、その訴訟に関して事

実上の利害関係の対立がある場合でも（同居人である金銭消費貸借契約の債務者が、抗告人に無断で印章等持ち出し、連帯保証契約を締結した）、受送達者に対する補充送達は無効であるが、同居者から受送達者に実際に訴状等が交付されず、受送達者が訴訟の提起を知らないままに判決がされたときは、訴訟手続に参与する機会が保障されなかったのであるから、民訴 § 338①三の再審事由が認められる（最三決平 19. 3. 20（平 18（許）39 号）民集 61 卷 2 号 586 頁）。

1 1. 民訴 § 338①ただし書及び再審事由（§ 338①九）の解釈につき判示した事例（知財高判平 20. 5. 28（平 19（行ケ）10407 号）裁判所ウェブサイト）

民訴 § 338①ただし書の事由があるときは特 § 174 の準用する特 § 135 により却下し、民訴 § 338①各号の再審事由が認められないときは再審請求不成立の審決をするものと解すべきである。そして、「控訴若しくは上告」（民訴 § 338①ただし書）とは、特許法に則して言うとは、「審決取消訴訟の提起若しくは同訴訟に対する上告」のことをいい、また「判断の遺脱」とは、当事者が適法に提出した攻撃防御方法たる事項で当然審決の結論に影響するものに対し審決の理由中で判断を示さなかった場合であると解される。

1 2. 破産手続中の会社において、破産者宛に審判関係書類が送達されていた事例（再審 2011-950001、平 23. 11. 30）

破産法上、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は破産管財人に専属し（破産法 § 78）、破産管財人が破産財団に関する訴訟追行権を有し（破産法 § 80）、破産者はかかる管理処分権及び訴訟追行権を失うこととされている。本件は、破産者宛に審判関係書類の送達がなされ、破産管財人が審判手続に参与する機会を与えられないまま審決がなされて確定したものと認められるから、原審の確定審決は、当事者に対する実質的手続保障が欠けていたものといわざるを得ない。そうすると、本件は、これを当事者の代理人として訴訟行為をした者に代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由はないから、商 § 57②で準用する民訴 § 338①三の再審事由があるものと解するのが相当である。

（改訂 H27. 2）

(訂正 R7. 11)

|